

Ⅲ 練馬区の少子化状況の概要調査

1. 少子化の現状

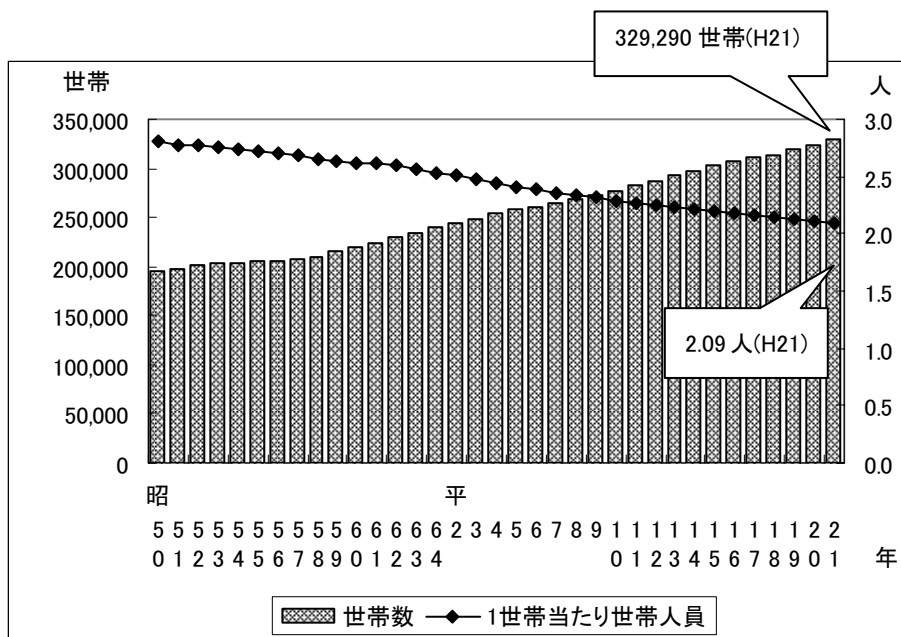
(1) 人口と世帯について

人口と世帯数は、昭和 50 年以降ほぼ一貫して増加している。一方、1世帯あたり世帯人員はここ数年下げ止まってきているものの、ほぼ一貫して減少している。背景としては、核家族化と単独世帯化が一層進んでいることが挙げられる。

人口・世帯の推移

年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あ たり世帯 人員 (人)
昭和 50	544,961	194,579	2.80
51	549,881	197,971	2.78
52	554,735	200,640	2.76
53	558,119	202,918	2.75
54	558,015	204,237	2.73
55	556,944	204,764	2.72
56	556,482	205,804	2.70
57	556,003	207,350	2.68
58	558,387	209,939	2.66
59	566,055	214,723	2.64
60	574,885	220,105	2.61
61	583,031	222,874	2.62
62	594,325	229,415	2.59
63	600,655	234,583	2.56
64	606,501	239,297	2.53
平成 2	609,645	243,366	2.51
3	612,975	247,600	2.48
4	618,402	253,516	2.44

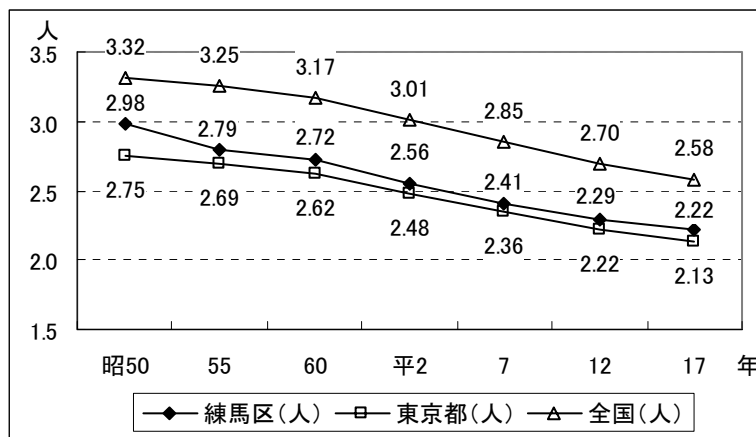
年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あ たり世帯 人員 (人)
平成 5	621,140	258,219	2.41
6	622,415	261,193	2.38
7	624,754	264,547	2.36
8	627,662	268,548	2.34
9	631,140	272,482	2.32
10	635,827	277,532	2.29
11	641,821	282,976	2.27
12	646,729	287,745	2.25
13	651,618	292,305	2.23
14	657,377	297,517	2.21
15	662,885	302,605	2.19
16	667,512	306,942	2.17
17	672,251	310,889	2.16
18	674,123	314,248	2.15
19	678,869	318,925	2.13
20	684,107	324,194	2.11
21	689,187	329,290	2.09



(住民基本台帳、各年1月1日現在)

人口・世帯の推移における東京都、国との比較

年	練馬区			東京都	全国
	人口 (人)	世帯 (世帯)	1世帯あたり 世帯人員 (人)	1世帯あたり 世帯人員 (人)	1世帯あたり 世帯人員 (人)
昭和 50	559,665	187,801	2.98	2.75	3.32
55	564,156	202,316	2.79	2.69	3.25
60	587,887	215,909	2.72	2.62	3.17
平成 2	618,663	242,021	2.56	2.48	3.01
7	635,746	264,086	2.41	2.36	2.85
12	658,132	287,243	2.29	2.22	2.70
17	692,339	312,212	2.22	2.13	2.58



(国勢調査、各年10月1日現在)

児童の親族のいる世帯は、6歳未満、18歳未満ともに減少傾向にある。平成2年と平成17年とを比較すると、6歳未満の親族のいる世帯は3,075世帯(11.3%)の減少、18歳未満の親族のいる世帯は10,697世帯(15.4%)の減少となっている。

6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯の推移

年	一般世帯数 (世帯)	6歳未満の親族のいる世帯			18歳未満の親族のいる世帯		
		世帯数 (世帯)	世帯人員数 (人)	6歳未満 親族人員数 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員数 (人)	18歳未満 親族人員数 (人)
昭和 50	180,564	41,243	168,234	55,136	85,543	349,689	150,806
55	191,950	31,020	124,841	41,168	81,269	331,408	143,102
60	215,385	28,275	112,866	37,636	77,385	314,078	131,931
平成 2	238,399	27,152	107,356	35,958	69,499	278,224	117,625
7	259,526	26,063	100,433	33,576	62,928	247,996	105,800
12	283,753	27,150	102,158	34,631	62,994	243,058	104,040
17	278,380	24,077	91,035	31,089	58,802	224,616	96,290

(国勢調査、各年10月1日現在) * 統計方法が変更されたため、昭和50年、昭和55年に関しては普通世帯数における内訳となる。

【世帯人員】世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

【親族人員】世帯主および世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としている。

核家族世帯の推移

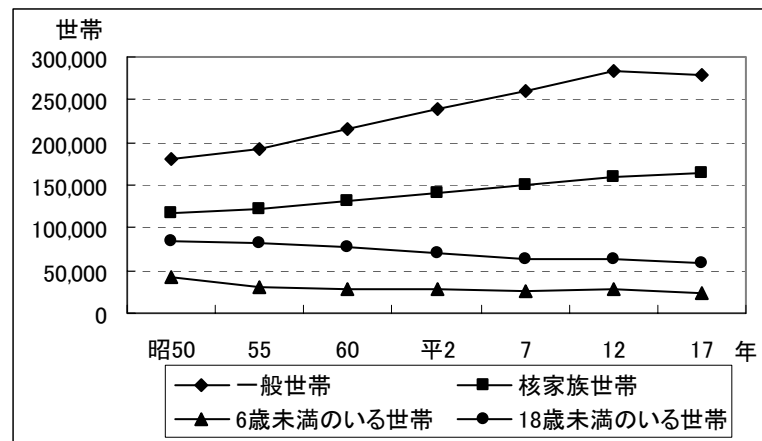
年	核家族世帯		核家族世帯内訳						
			夫婦のみ		夫婦と子ども		男親と子ども		女親と子ども
	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 親族人員 (人)	世帯数 (世帯)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 親族人員 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 親族人員 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 親族人員 (人)
昭和 50	117,251	3.39	21,223	86,179	3.83	1,308	2.56	8,541	2.53
55	122,016	3.34	24,039	86,604	3.83	1,582	2.53	9,791	2.51
60	130,569	3.26	28,954	87,896	3.80	2,043	2.50	11,676	2.49
平成 2	141,642	3.17	35,732	89,794	3.76	2,653	2.45	13,463	2.46
7	150,750	3.04	44,602	87,699	3.70	3,048	2.38	15,401	2.42
12	159,481	2.96	51,071	87,288	3.66	3,229	2.35	17,893	2.41
17	163,429	2.92	55,052	85,878	3.65	3,892	2.38	18,607	2.39

(国勢調査、各年 10 月 1 日現在)

【一般世帯と施設等の世帯】 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者、これらの世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り・下宿などの単身者および会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。施設等の世帯とは、①寮・寄宿舍の学生・生徒、②病院・療養所の入院者、③社会施設の入所者、④自衛隊営舎内居住者、⑤矯正施設の入所者、⑥その他(定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠を有しない船舶乗組員など)をいう。昭和 55 年以前は普通世帯と準世帯として区分している。普通世帯とは、一般世帯から間借り・下宿などの単身者および会社などの独身寮の単身者を除いたものをいう。

【核家族世帯】 世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、親族世帯(二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯)、非親族世帯(二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯)、単独世帯(-世帯人員が一人の世帯)に分類し、さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、核家族世帯とその他の親族世帯に分類している。さらに、核家族世帯は、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯に分類される。なお、三世帯世帯等は、その他の親族世帯に含まれる。

一般世帯、6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯、核家族世帯の推移



(国勢調査、各年 10 月 1 日現在)

平成 20 年と平成 21 年の人口を使用したコーホート変化率法による推計人口では、0～14 歳の年少人口については、今後ゆるやかに増加する。このうち、0 歳、1～2 歳、3～5 歳は増加、6～11 歳、12～14 歳は減少するものと見込んでいる。

18 歳未満合計についてもやや増加するものと見込んでいるものの、総人口に占める割合は減少していくものと見込んでいる。

人口の実績および推計

	2003年 平15	2004年 16	2005年 17	2006年 18	2007年 19	2008年 20	2009年 21	2010年 22	2011年 23	2012年 24	2013年 25	2014年 26	2015年 27	2016年 28	2017年 29	
実数																
(人)																
年少人口 (0～14歳) (A)	88,550	88,759	88,824	89,093	89,219	89,537	89,885	90,040	90,147	90,352	90,351	90,465	90,410	90,570	90,737	
生産年齢人口 (15～64歳) (B)	475,075	476,677	476,091	476,314	477,060	479,683	480,662	485,314	487,996	488,441	488,413	488,852	489,975	491,956	494,396	
老年人口 (65歳以上) (C)	111,711	114,979	118,456	122,319	126,620	130,183	134,043	137,126	139,035	142,899	147,254	150,851	153,763	155,473	156,568	
合計(D)	675,336	680,415	683,371	687,726	692,899	699,403	704,590	712,479	717,178	721,692	726,019	730,169	734,147	737,999	741,701	
係数																
(%)																
年少人口係数(A/D)	13.1	13.0	13.0	13.0	12.9	12.8	12.8	12.6	12.6	12.5	12.4	12.4	12.3	12.3	12.2	
生産年齢人口係数(B/D)	70.3	70.1	69.7	69.3	68.8	68.6	68.2	68.1	68.0	67.7	67.3	67.0	66.7	66.7	66.7	
老年人口係数(高齢化率)(C/D)	16.5	16.9	17.3	17.8	18.3	18.6	19.0	19.2	19.4	19.8	20.3	20.7	20.9	21.1	21.1	
合計(D/D)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
指数																
(人)																
年少人口指数(A/B)	18.6	18.6	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.6	18.5	18.5	18.5	18.5	18.5	18.4	18.4	
老年人口指数(C/B)	23.5	24.1	24.9	25.7	26.5	27.1	27.9	28.3	28.5	29.3	30.1	30.9	31.4	31.6	31.7	
従属人口指数((A+C)/B)	42.2	42.7	43.5	44.4	45.2	45.8	46.6	46.8	47.0	47.8	48.6	49.4	49.8	50.0	50.0	
老年化指数(C/A)	126.2	129.5	133.4	137.3	141.9	145.4	149.1	152.3	154.2	158.2	163.0	166.8	170.1	171.7	172.6	

	2003年 平15	2004年 16	2005年 17	2006年 18	2007年 19	2008年 20	2009年 21	2010年 22	2011年 23	2012年 24	2013年 25	2014年 26	2015年 27	2016年 28	2017年 29
実数															
(人)															
0歳	5,803	5,821	5,521	5,473	5,640	5,822	5,915	5,952	5,990	6,023	6,050	6,069	6,083	6,104	6,113
1～2歳	12,151	12,007	11,841	11,678	11,274	11,364	11,759	12,154	12,202	12,291	12,363	12,424	12,472	12,506	12,542
3～5歳	18,249	18,337	18,248	18,072	17,870	17,480	17,106	16,885	17,288	17,669	18,023	18,107	18,228	18,326	18,407
6～11歳	35,120	35,575	35,913	36,339	36,399	36,744	36,669	36,398	35,952	35,341	35,001	34,961	35,077	35,251	35,741
12～14歳	17,227	17,019	17,301	17,531	18,036	18,127	18,436	18,650	18,715	19,028	18,916	18,904	18,550	18,383	17,934
15～17歳	17,870	17,867	17,713	17,504	17,288	17,562	17,750	18,216	18,503	18,621	18,873	18,938	19,256	19,140	19,128
18歳未満児童合計	106,420	106,626	106,537	106,597	106,507	107,099	107,635	108,256	108,649	108,973	109,224	109,404	109,666	109,710	109,864
割合															
(%)															
0歳	5.5	5.5	5.2	5.1	5.3	5.4	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.6	5.6
1～2歳	11.4	11.3	11.1	11.0	10.6	10.6	10.9	11.2	11.2	11.3	11.3	11.4	11.4	11.4	11.4
3～5歳	17.1	17.2	17.1	17.0	16.8	16.3	15.9	15.6	15.9	16.2	16.5	16.6	16.6	16.7	16.8
6～11歳	33.0	33.4	33.7	34.1	34.2	34.3	34.1	33.6	33.1	32.4	32.0	32.0	32.0	32.1	32.5
12～14歳	16.2	16.0	16.2	16.4	16.9	16.9	17.1	17.2	17.2	17.5	17.3	17.3	16.9	16.8	16.3
15～17歳	16.8	16.8	16.6	16.4	16.2	16.4	16.5	16.8	17.0	17.1	17.3	17.3	17.6	17.4	17.4
18歳未満児童合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
割合															
(%)															
0歳	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
1～2歳	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
3～5歳	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
6～11歳	5.2	5.2	5.3	5.3	5.3	5.3	5.2	5.1	5.0	4.9	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
12～14歳	2.6	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
15～17歳	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
18歳未満児童合計	15.8	15.7	15.6	15.5	15.4	15.3	15.3	15.2	15.1	15.1	15.0	15.0	14.9	14.9	14.8

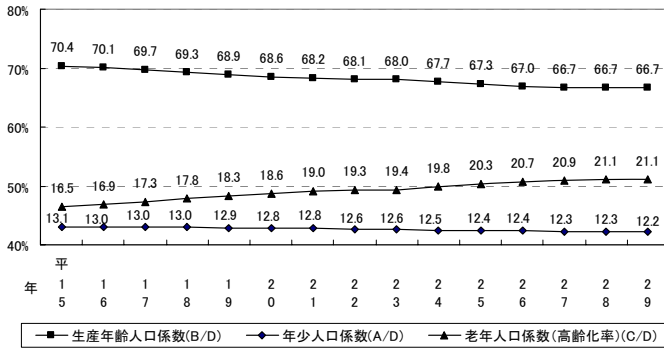
(平成15～21年1月1日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成22年以降はコーホート変換率法に基づき推計値、端数処理の都合上、合計が一致しないものがある。)

(注) 年少人口係数…0歳～14歳人口割合、生産年齢人口割合、老年人口係数…15歳～64歳人口割合、老年人口係数…65歳以上人口割合

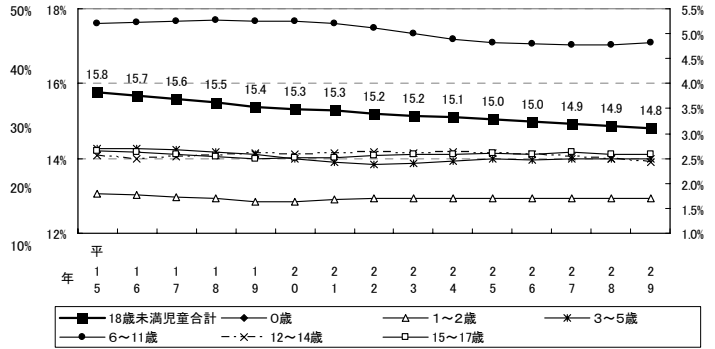
年少人口指数…年少人口÷生産年齢人口×100、老年人口指数…老年人口÷生産年齢人口×100、

従属人口指数…(年少人口+老年人口)÷生産年齢人口×100、老年化指数…老年人口÷年少人口×100

年少人口、年齢人口、老年人口の割合の推移



区人口に占める18歳未満児童の割合の推移

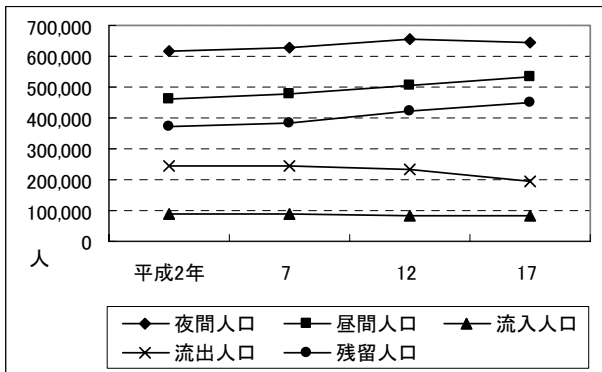


(平成15~21年4月1日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成22年以降はコーホート変化率法に基づく推計値)
 (注) 年少人口係数…0歳~14歳人口割合、生産年齢人口係数…15歳~64歳人口割合、老年人口係数…65歳以上人口割合

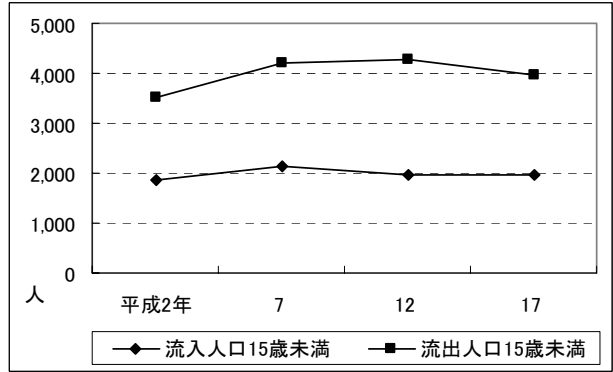
夜間人口・昼間人口・流入人口・流出人口・残留人口の推移

年	夜間人口	昼間人口	流入人口				流出人口				残留人口
			計	通勤者	通学者	うち15歳未満	計	通勤者	通学者	うち15歳未満	
平成2	614,646	461,017	88,310	72,744	15,566	1,846	241,939	198,533	43,406	3,526	372,707
7	630,366	476,777	90,779	76,505	14,274	2,146	244,368	204,872	39,496	4,199	385,998
12	654,150	507,286	85,656	73,099	12,557	1,950	232,520	197,822	34,698	4,259	421,630
17	643,687	530,628	83,285	71,629	11,656	1,953	196,344	167,532	28,812	3,960	447,343

昼間人口等の状況



15歳未満の流出人口・流入人口の状況



- 【昼間人口】 従業地・通学地による人口をいう。
- 【夜間人口】 常住地による人口をいう。国勢調査の人口総数から年齢不詳を引いたもの。
- 【流出人口】 区内に常住し区外へ流出する通勤・通学の人口をいう
- 【流入人口】 区外に常住し区内に流入する通勤・通学の人口をいう。
- 【残留人口】 労働力状態不詳を含む。

(「練馬区統計書(国勢調査)」(平成20年版)、各年10月1日現在)

(2) 出生について

出生数は、昭和 41 年の丙午を除き、昭和 40 年代には 11,000 人前後で推移していた。出生率も昭和 40 年代には人口千人あたり 20.0 を超え、全国、東京都より高い水準にあった。しかし、その後はどちらも低下を続け、平成 19 年には、出生数は 5,974 人、出生率も 8.5 となった。この数字は、東京都より高く、全国より低い。

1 人の女子が一生の間に生む子ども数に相当する合計特殊出生率は、緩やかな低下傾向を続けている。平成 17 年には過去最低の 1.02 となったが、平成 18 年 1.04、平成 19 年 1.10 と上昇している。東京都や国と比較すると、東京都よりやや高く、全国より低い。

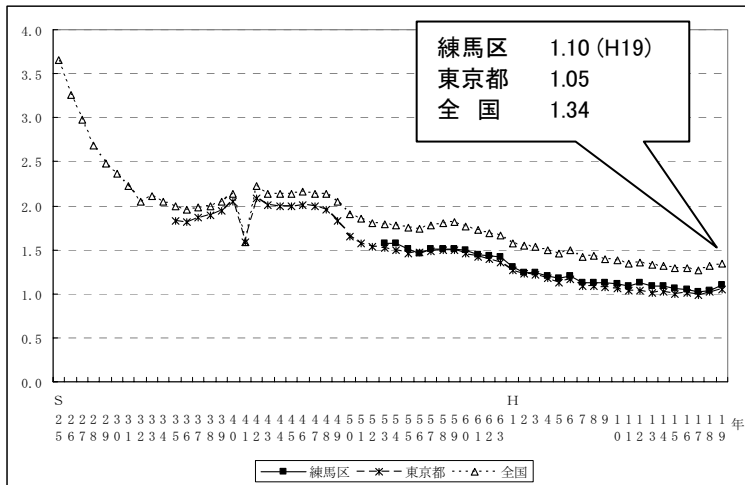
出生数・出生率の推移における東京都、国との比較

年	練馬区				東京都	全国	練馬区	東京都	全国
	出生数 (男)	出生数 (女)	出生数 (合計)	出生率	出生率	出生率	合計特殊 出生率	合計特殊 出生率	合計特殊 出生率
昭和 45	5,704	5,263	10,967	20.8	20.1	18.8		2.00	2.13
46	5,697	5,344	11,041	20.7	20.2	19.2		2.01	2.16
47	5,547	5,121	10,668	19.7	19.9	19.3		1.99	2.14
48	5,517	5,178	10,695	19.5	19.5	19.4		1.96	2.14
49	5,161	4,908	10,069	18.2	18.0	18.6		1.83	2.05
50	4,565	4,321	8,886	15.9	16.0	17.1		1.65	1.91
51	4,353	4,023	8,376	14.8	14.9	16.3		1.57	1.85
52	3,997	3,803	7,800	13.7	14.1	15.5		1.53	1.80
53	3,857	3,709	7,566	13.3	13.4	14.9	1.57	1.52	1.79
54	3,729	3,534	7,263	12.8	12.7	14.2	1.57	1.49	1.77
55	3,490	3,281	6,771	12.0	12.0	13.6	1.51	1.46	1.75
56	3,307	3,143	6,450	11.4	11.8	13.0	1.46	1.47	1.74
57	3,320	3,170	6,490	11.5	11.5	12.8	1.51	1.48	1.77
58	3,343	3,173	6,516	11.4	11.2	12.7	1.51	1.49	1.80
59	3,349	3,204	6,553	11.3	11.1	12.5	1.51	1.50	1.81
60	3,392	3,255	6,647	11.3	10.7	11.9	1.49	1.46	1.76
61	3,424	3,100	6,524	10.9	10.2	11.4	1.44	1.42	1.72
62	3,301	3,242	6,543	10.8	9.9	11.1	1.43	1.39	1.69
63	3,335	3,228	6,563	10.7	9.6	10.8	1.42	1.36	1.66
平成 1	3,143	2,907	6,050	9.8	8.9	10.2	1.30	1.27	1.57
2	3,066	2,805	5,871	9.5	8.8	10.0	1.24	1.23	1.54
3	3,055	2,883	5,938	9.5	8.7	9.9	1.24	1.21	1.53
4	2,990	2,907	5,897	9.4	8.5	9.8	1.20	1.17	1.50
5	2,918	2,864	5,782	9.2	8.3	9.6	1.17	1.13	1.46
6	3,073	2,971	6,044	9.5	8.6	10.0	1.20	1.16	1.50
7	2,977	2,815	5,792	9.1	8.2	9.6	1.13	1.09	1.42
8	2,977	2,871	5,848	9.1	8.3	9.7	1.13	1.09	1.43
9	3,017	2,897	5,914	9.2	8.3	9.5	1.12	1.07	1.39
10	3,072	2,898	5,970	9.2	8.3	9.6	1.11	1.06	1.38
11	3,030	2,927	5,957	9.1	8.2	9.4	1.09	1.04	1.34
12	3,144	2,958	6,102	9.3	8.3	9.5	1.12	1.04	1.36
13	3,060	2,879	5,939	8.9	8.1	9.3	1.08	1.01	1.33
14	3,099	2,928	6,027	9.0	8.2	9.2	1.09	1.02	1.32
15	3,013	2,841	5,854	8.7	8.0	8.9	1.06	1.00	1.29
16	3,027	2,795	5,822	8.6	8.2	8.8	1.05	1.01	1.29
17	2,853	2,706	5,559	8.1	7.8	8.4	1.02	0.98	1.26
18	2,952	2,788	5,740	8.2	8.2	8.7	1.04	1.02	1.32
19	3,211	2,763	5,974	8.5	8.3	8.6	1.10	1.05	1.34

(「東京都衛生年報」(平成 15 年以前)、「人口動態統計」(平成 16 年以降)、厚生労働省「人口動態統計」、練馬区の率については、一部再計算しているので原資料と一致しない年がある。)

【出生率】出生数÷総人口×1,000 で求められる。

練馬区・東京都・全国の合計特殊出生率の推移



【合計特殊出生率】15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(「東京都衛生年報」(平成15年以前)
「人口動態統計」(平成16年以降)
厚生労働省「人口動態統計」)

出生数の割合を母親の年齢階級別に見ると、出産時期の30歳代への移行が顕著になっている。昭和50年には、20歳代が7割超、30歳代が3割弱を占めていたが、平成19年には、30歳未満が3分の1を割り込み、反対に30歳以上が7割近くまで増加している。また、全体に占める割合は低いものの、40～44歳の割合が徐々に増加している。

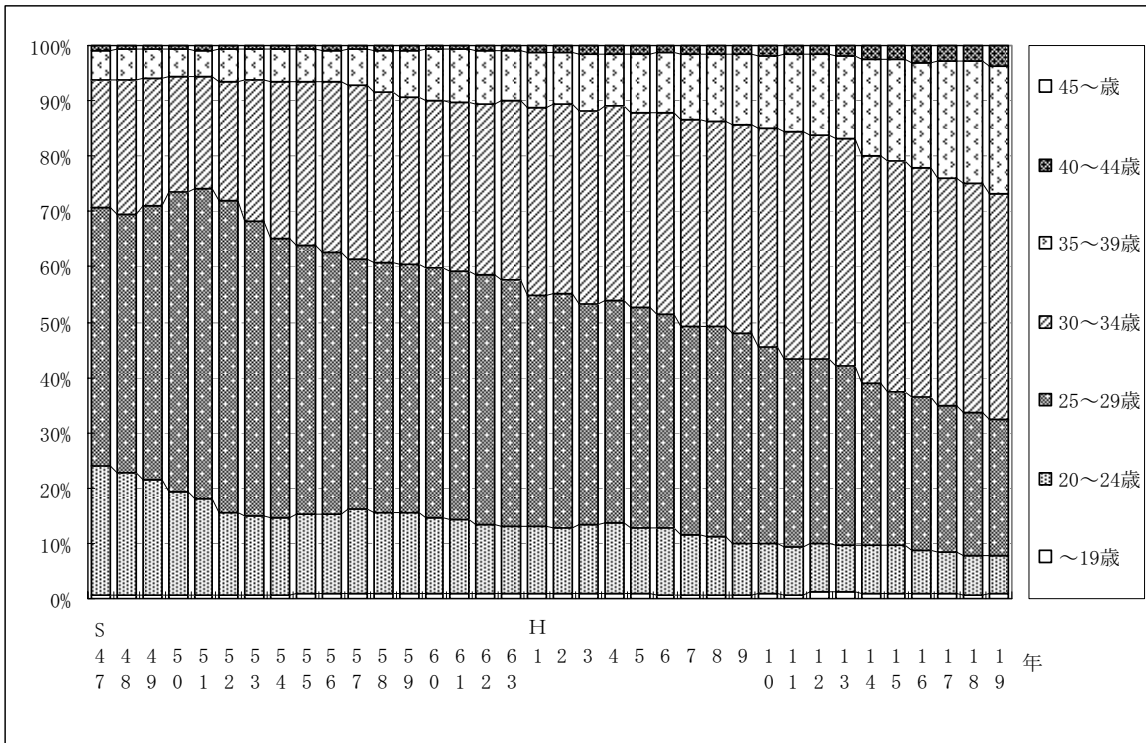
母親の年齢階級別の出生数割合の推移

		(%)							
年	総数	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～歳	
昭和 55	100.0	0.9	14.3	48.6	29.7	5.8	0.7	0.0	
56	100.0	0.9	14.4	47.3	31.0	5.6	0.8	0.0	
57	100.0	0.9	15.2	45.3	31.5	6.3	0.7	0.0	
58	100.0	1.0	14.6	45.1	31.0	7.2	1.0	0.1	
59	100.0	0.9	14.7	44.8	30.3	8.3	0.9	0.0	
60	100.0	0.9	13.8	45.1	30.1	9.3	0.7	0.0	
61	100.0	1.0	13.4	44.7	30.5	9.8	0.6	0.0	
62	100.0	1.0	12.4	45.1	30.8	9.6	1.0	0.1	
63	100.0	0.8	12.4	44.6	32.1	9.1	1.1	0.0	
平成 1	100.0	1.0	12.2	41.5	34.0	10.1	1.2	0.0	
2	100.0	1.0	11.9	42.2	34.3	9.4	1.3	0.0	
3	100.0	1.1	12.3	40.0	34.8	10.2	1.6	0.0	
4	100.0	1.1	12.6	40.1	35.4	9.4	1.4	0.1	
5	100.0	1.1	11.7	39.7	35.2	10.8	1.5	0.0	
6	100.0	0.7	12.1	38.7	36.3	11.0	1.2	0.0	
7	100.0	0.7	11.0	37.6	37.5	11.7	1.6	0.1	
8	100.0	0.7	10.4	38.3	37.0	12.3	1.3	0.1	
9	100.0	0.6	9.5	38.0	37.6	12.7	1.6	0.0	
10	100.0	0.9	8.9	35.5	39.7	13.1	1.8	0.1	
11	100.0	0.8	8.4	34.1	41.1	14.0	1.6	0.0	
12	100.0	1.3	8.5	33.6	40.4	14.6	1.5	0.0	
13	100.0	1.1	8.5	32.3	41.2	15.1	1.8	0.1	
14	100.0	1.0	8.5	29.2	41.4	17.4	2.3	0.0	
15	100.0	1.0	8.6	27.9	41.8	18.2	2.6	0.0	
16	100.0	1.0	7.6	27.9	41.4	18.8	3.1	0.1	
17	100.0	1.0	7.3	26.7	40.9	21.4	2.6	0.1	
18	100.0	0.6	7.3	25.8	41.3	22.1	2.8	0.1	
19	100.0	0.9	7.0	24.5	40.9	22.8	3.8	0.1	

(「東京都衛生年報」(平成15年以前)、「人口動態統計」(平成16年以降))

※ 端数処理の都合上、合計が100%にならないものがある。

母親の年齢階級別の出生数割合の推移(グラフ)



(3) 20歳未満の者の死亡の状況

20歳未満の者の死亡数は、ここ数年ほぼ横ばいで推移している。年齢階級別に死因を見ると、0歳は「周産期に発生した病態」、「先天奇形、変形および染色体異常」の2要因が多い。15~19歳では「自殺」が目立つ。

20歳未満の者の死亡の状況(年齢階級別、死因简单分類)

20歳未満合計

(人)

年	19歳以下合計	全死亡者数	全死亡者に占める割合 (%)
平成 15	36	4,247	0.85
16	32	4,353	0.74
17	36	4,521	0.80
18	34	4,526	0.75
19	38	4,888	0.78

(再掲) 乳児 (0歳)

(人)

年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	周産期に発生した病態	先天奇形、変形および染色体異常	不慮の事故	自殺	その他の全死因	総数	全死亡者数に占める割合 (%)
平成 15	0	0	0	0	4	10	3 (1)	0	2 (2)	19	0.45
16	0	0	1	0	3	7	0 (0)	0	6 (1)	17	0.39
17	0	1	0	0	6	5	2 (0)	0	4 (0)	18	0.40
18	0	0	0	1	3	5	0 (0)	0	7 (2)	16	0.35
19	0	0	0	0	7	8	0 (0)	0	3 (1)	18	0.37

(再掲) 1～4 歳

(人)

年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	周産期に発生した病態	先天奇形、変形および染色体異常	不慮の事故	自殺	その他の全死因	総数	全死者数に占める割合 (%)
平成 15	0	0	0	1	0	0	3 (1)	0	2	6	0.14
16	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0	3	3	0.06
17	2	0	0	0	0	0	1 (0)	0	1	4	0.09
18	1	0	0	0	0	0	0 (0)	0	6	7	0.15
19	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0	1	1	0.02

(再掲) 5～9 歳

(人)

年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	周産期に発生した病態	先天奇形、変形および染色体異常	不慮の事故	自殺	その他の全死因	総数	全死者数に占める割合 (%)
平成 15	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0.00
16	0	0	0	1	0	0	0 (0)	0	3	4	0.09
17	4	0	0	0	0	0	1 (1)	0	2	7	0.15
18	1	0	0	0	0	0	0 (0)	0	4	5	0.11
19	1	1	0	0	0	0	0 (0)	0	1	3	0.06

(再掲) 10～14 歳

(人)

年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	周産期に発生した病態	先天奇形、変形および染色体異常	不慮の事故	自殺	その他の全死因	総数	全死者数に占める割合 (%)
平成 15	1	0	1	0	0	0	0 (0)	2	0	4	0.09
16	0	0	0	0	0	0	0 (0)	1	0	1	0.02
17	0	1	0	0	0	0	1 (0)	0	0	2	0.04
18	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0.00
19	1	0	0	0	0	0	2 (1)	1	1	5	0.10

(再掲) 15～19 歳

(人)

年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	周産期に発生した病態	先天奇形、変形および染色体異常	不慮の事故	自殺	その他の全死因	総数	全死者数に占める割合 (%)
平成 15	0	1	0	0	0	0	2 (2)	3	1	7	0.16
16	2	0	1	0	0	0	0 (0)	2	2	7	0.16
17	1	0	1	0	0	0	0 (0)	2	1	5	0.11
18	0	1	0	1	0	0	2 (0)	1	1	6	0.13
19	1	0	0	0	0	0	6 (5)	2	2	11	0.23

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

(注) 東京都衛生年報とは統計の取り方が異なるため死亡数が一致しない年がある。

不慮の事故の()内は交通事故で内数。0歳のその他の全死因の()内は乳幼児突然死症候群で内数。

【周産期】 妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいう。合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があるといわれている。

(4) 低体重児と人工妊娠中絶について

低体重児出生の状況として、2500g未満の割合が合わせて8.7%となっている。
人工妊娠中絶の状況として、20歳台が半数近くを占めている。

①低体重児の状況

出生時の体重の推移

(人)

年	1000g未満	1000-1499g	1500-1999g	2000-2499g	2500-2999g	3000-3499g	3500-3999g	4000-4499g	4500-4999g	5000g以上	不詳	総数
平成15	10	28	72	377	2,174	2,508	624	62	2	0	0	5,857
16	17	32	69	448	2,253	2,354	586	52	2	0	6	5,819
17	20	26	73	401	2,136	2,303	570	48	3	0	4	5,584
18	20	31	52	409	2,264	2,348	558	35	2	0	3	5,722
19	23	27	48	421	2,395	2,451	563	46	0	0	0	5,974

(%)

年	1000g未満	1000-1499g	1500-1999g	2000-2499g	2500-2999g	3000-3499g	3500-3999g	4000-4499g	4500-4999g	5000g以上	不詳	総数
平成15	0.2	0.5	1.2	6.4	37.1	42.8	10.7	1.1	0.0	0.0	0.0	100.0
16	0.3	0.5	1.2	7.7	38.7	40.5	10.1	0.9	0.0	0.0	0.1	100.0
17	0.4	0.5	1.3	7.2	38.3	41.2	10.2	0.9	0.1	0.0	0.1	100.0
18	0.3	0.5	0.9	7.1	39.6	41.0	9.8	0.6	0.0	0.0	0.1	100.0
19	0.4	0.5	0.8	7.0	40.1	41.0	9.4	0.8	0.0	0.0	0.0	100.0

(「ねりまの保健衛生」(平成16～20年版))

(注)東京都衛生年報とは統計の取り方が異なるため出生数が一致しない年がある。

【低体重児】生まれたときの体重が2500g未満の赤ちゃんをいう。なお、体重が1000g未満の場合、超低体重児と呼ぶ。

②人工妊娠中絶の状況

人工妊娠中絶の状況

(人)

年度	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	総数
平成15	85	271	212	235	163	69	4	1,039
16	82	266	200	176	156	58	6	944
17	84	262	191	167	139	57	5	905
18	69	212	158	160	113	51	4	767
19	58	212	153	131	135	54	7	750

(%)

年度	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	総数
平成15	8.2	26.1	20.4	22.6	15.7	6.6	0.4	100.0
16	8.7	28.2	21.2	18.6	16.5	6.1	0.6	100.0
17	9.3	29.0	21.1	18.5	15.4	6.3	0.6	100.0
18	9.0	27.6	20.6	20.9	14.7	6.6	0.5	100.0
19	7.7	28.3	20.4	17.5	18.0	7.2	0.9	100.0

(「ねりまの保健衛生」(平成16～20年版))

(5) 婚姻・離婚について

婚姻率は昭和46年に人口千人あたり12.3と戦後最高となったが、その後5年間で急速に低下した。その後、平成16年までは7.0～8.0とほぼ横ばいで推移してきたが、平成19年には昭和30年以降最低の6.2となった。

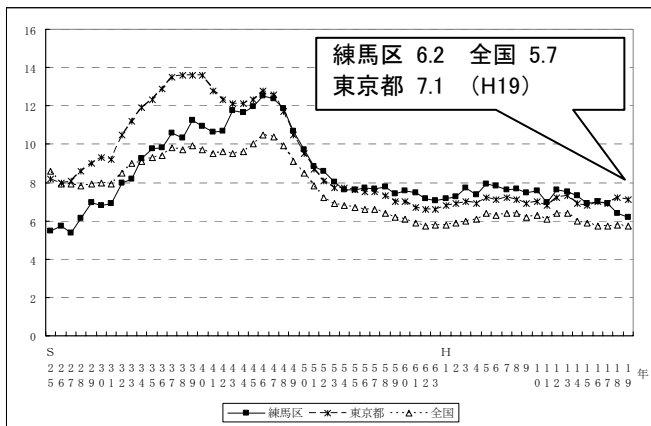
一方、離婚率は、昭和40年以降平成14年までほぼ一貫して上昇し人口千人あたり2.44と戦後最高となったが、その後は下降し、平成19年は平成7年以来の2.00を下回った。

婚姻・離婚の推移

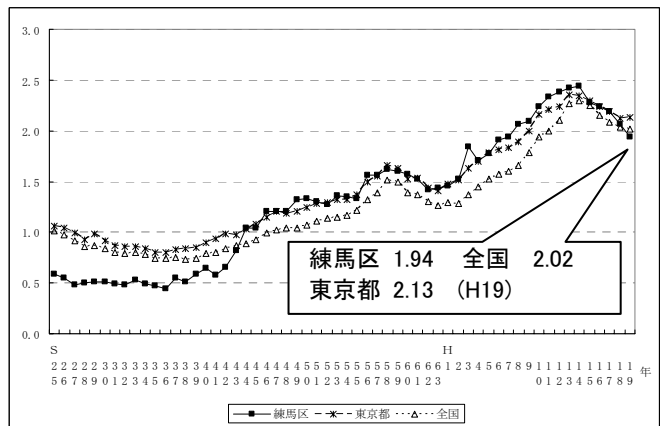
年	練馬区		東京都	全国	東京都		練馬区		東京都	全国
	婚姻数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	平均初婚年齢(夫)	平均初婚年齢(妻)	離婚数	離婚率	離婚率	離婚率
昭和 50	5,326	9.5	9.5	8.5	27.6	25.5	729	1.30	1.24	1.07
51	4,886	8.7	8.7	7.8	27.9	25.7	719	1.27	1.28	1.11
52	4,786	8.4	8.1	7.2	28.1	25.9	710	1.25	1.29	1.14
53	4,467	7.9	7.7	6.9	28.3	26.0	756	1.33	1.32	1.15
54	4,255	7.5	7.7	6.8	28.5	26.0	752	1.32	1.32	1.17
55	4,241	7.5	7.6	6.7	28.6	26.1	740	1.31	1.37	1.22
56	4,282	7.6	7.5	6.6	28.7	26.2	869	1.54	1.50	1.32
57	4,278	7.6	7.5	6.6	28.8	26.2	872	1.54	1.55	1.39
58	4,397	7.7	7.3	6.4	28.8	26.3	914	1.60	1.66	1.51
59	4,240	7.3	7.0	6.2	28.9	26.3	917	1.58	1.63	1.50
60	4,402	7.5	7.0	6.1	29.0	26.3	915	1.56	1.52	1.39
61	4,436	7.4	6.7	5.9	29.1	26.5	904	1.51	1.53	1.37
62	4,284	7.1	6.6	5.7	29.2	26.6	852	1.40	1.44	1.30
63	4,286	7.0	6.6	5.8	29.2	26.6	872	1.42	1.41	1.26
平成 1	4,360	7.1	6.8	5.8	29.3	26.7	888	1.44	1.48	1.29
2	4,442	7.2	6.9	5.9	29.3	26.7	931	1.50	1.51	1.28
3	4,773	7.6	7.0	6.0	29.3	26.7	1,136	1.82	1.63	1.37
4	4,575	7.3	6.9	6.1	29.3	26.9	1,058	1.68	1.70	1.45
5	4,921	7.8	7.2	6.4	29.4	27.0	1,102	1.74	1.78	1.52
6	4,872	7.7	7.1	6.3	29.5	27.1	1,190	1.88	1.81	1.57
7	4,767	7.5	7.2	6.4	29.6	27.3	1,213	1.91	1.83	1.60
8	4,847	7.6	7.1	6.4	29.7	27.4	1,298	2.03	1.89	1.66
9	4,727	7.3	6.9	6.2	29.7	27.6	1,330	2.06	2.00	1.78
10	4,847	7.5	7.0	6.3	29.9	27.7	1,434	2.21	2.16	1.94
11	4,505	6.9	6.8	6.1	30.0	27.9	1,510	2.30	2.21	2.00
12	4,996	7.6	7.2	6.4	30.1	28.0	1,565	2.38	2.24	2.10
13	4,968	7.5	7.3	6.4	30.4	28.3	1,612	2.42	2.35	2.27
14	4,894	7.3	6.9	6.0	30.5	28.4	1,635	2.44	2.34	2.30
15	4,463	6.9	6.8	5.9	30.7	28.7	1,631	2.28	2.30	2.25
16	4,331	7.0	7.0	5.7	30.9	28.9	1,482	2.24	2.24	2.15
17	4,195	6.9	6.9	5.7	31.2	29.2	1,569	2.19	2.19	2.08
18	4,432	6.4	7.2	5.8	—	—	1,435	2.06	2.12	2.04
19	4,394	6.2	7.1	5.7	—	—	1,364	1.94	2.13	2.02

【婚姻率】婚姻数÷総人口×1,000 で求められる。【離婚率】離婚数÷総人口×1,000 で求められる。

練馬区・東京都・全国の婚姻率の推移



練馬区・東京都・全国の離婚率の推移



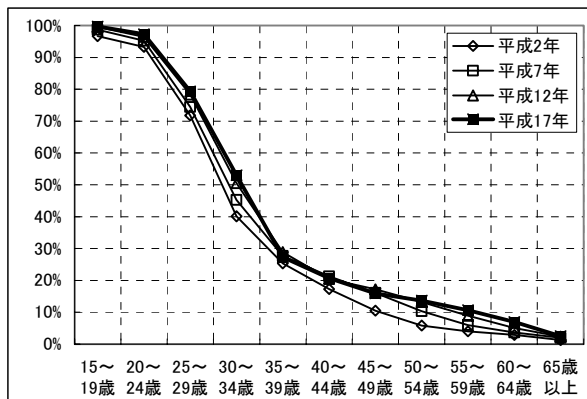
(「東京都衛生年報」(平成 15 年以前)、「人口動態統計」(平成 16 年以降)、厚生労働省「人口動態統計」)

未婚率は男女、各年齢階級とも上昇する傾向にある。平成 17 年を見ると、男性では 25～29 歳は 79.3%、30～34 歳は 53.0%、35～39 歳は 27.3%、40～44 歳の 20.7%が未婚であった。女性では 25～29 歳は 68.9%、30～34 歳は 40.7%、35～39 歳は 19.6%、40～44 歳の 14.4%が未婚であった。

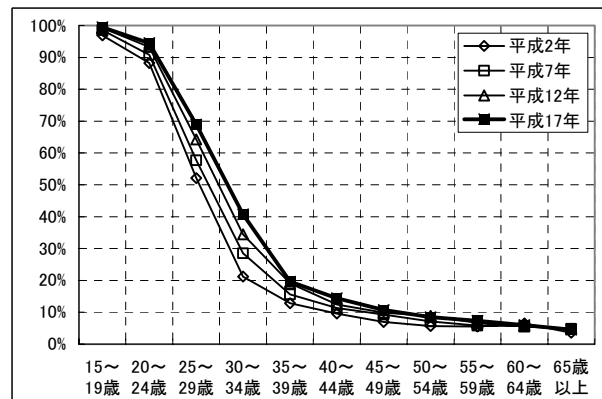
未婚率の推移

年齢階級	男							女					
	練馬区		練馬区		東京都	全国	練馬区		練馬区		東京都	全国	
	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 17	平成 17	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 17	平成 17	
15～19 歳	96.7	98.7	99.6	99.7	99.7	99.6	96.9	98.6	99.2	99.5	99.3	99.1	
20～24 歳	93.3	95.3	96.5	97.3	96.6	93.4	88.3	90.8	93.3	94.5	93.4	88.7	
25～29 歳	71.8	74.5	78.3	79.3	81.3	71.4	52.1	57.7	64.3	68.9	70.1	59.0	
30～34 歳	40.2	45.2	50.6	53.0	57.7	47.1	21.2	28.5	34.5	40.7	42.9	32.0	
35～39 歳	25.4	27.7	28.9	27.3	32.9	30.0	12.8	15.6	19.1	19.6	23.8	18.4	
40～44 歳	17.2	21.3	20.4	20.7	25.8	22.0	9.6	11.3	12.4	14.4	17.7	12.1	
45～49 歳	10.5	16.1	17.2	15.9	21.0	17.1	6.9	9.3	9.9	10.7	13.4	8.2	
50～54 歳	5.8	10.4	13.2	13.7	18.6	14.0	5.7	7.1	8.8	8.4	10.7	6.1	
55～59 歳	4.0	5.9	8.9	10.6	14.7	9.8	5.5	5.8	6.7	7.4	9.3	5.2	
60～64 歳	2.9	3.6	5.1	6.9	10.0	5.8	6.5	5.7	5.5	5.9	7.6	4.2	
65 歳以上	1.3	1.9	2.3	2.5	4.1	2.4	3.5	4.7	4.8	4.5	6.2	3.5	

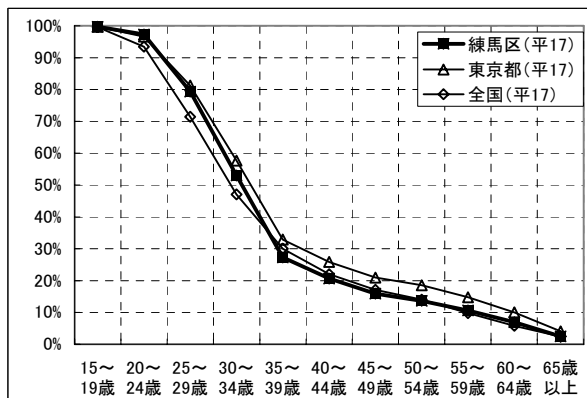
男性



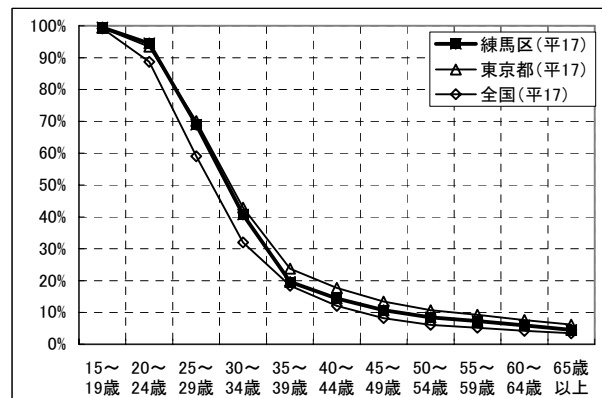
女性



男性



女性



(国勢調査、各年 10 月 1 日現在)

2. 職業と家庭の両立

(1) 労働力率

女性の労働力率を年齢階級別に比較すると、20歳代で高く、その後子育てに関わる30歳代で一旦大きく低下し、子どもが小学校高学年以降となる40歳以降で再び上昇、55歳以降で低下するいわゆる「M字曲線」を描いている。また、時系列で比較すると、平成12年までは25歳以降の全年齢階級で労働力が上昇するとともに、M字の底が浅くなる傾向が見られるたが、平成17年は再び低下した。一方、全国・東京都と比べると、30歳以降の労働力率が低く、出産で離職しそのまま職に就かない女性の割合が高い。

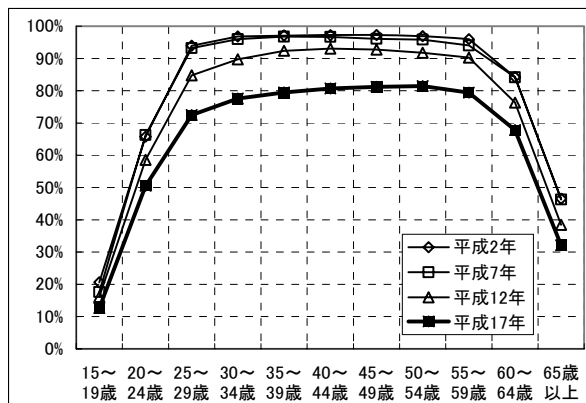
男性については、各年齢階級とも、全国・東京都より低くなっている。

労働力率の推移

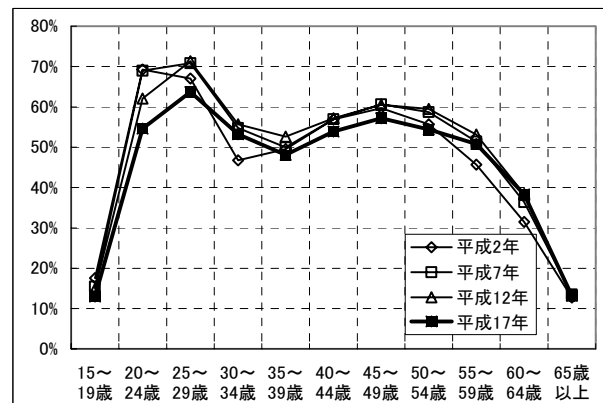
(%)

年齢階級	男						女					
	練馬区 平成2	練馬区 平成7	練馬区 平成12	練馬区 平成17	東京都 平成17	全国 平成17	練馬区 平成2	練馬区 平成7	練馬区 平成12	練馬区 平成17	東京都 平成17	全国 平成17
15～19歳	20.6	17.6	16.1	12.7	16.7	17.4	17.5	15.4	14.9	13.0	16.6	16.8
20～24歳	65.7	66.3	58.6	50.5	52.7	67.5	69.3	69.0	62.1	54.6	57.1	67.7
25～29歳	93.9	93.2	84.7	72.5	73.5	88.3	67.0	70.8	71.3	63.7	66.4	71.6
30～34歳	96.8	96.0	89.8	77.6	79.6	91.4	46.8	54.8	55.7	53.2	58.3	61.6
35～39歳	97.1	96.8	92.4	79.5	83.0	92.6	49.6	50.0	52.6	48.1	55.8	62.3
40～44歳	97.2	96.7	93.1	80.7	85.7	93.7	56.9	56.9	57.2	53.9	61.2	69.5
45～49歳	97.3	96.1	92.7	81.3	87.5	94.4	59.7	60.6	60.5	57.2	64.9	72.7
50～54歳	96.9	95.9	91.7	81.4	87.9	93.8	55.7	58.7	59.5	54.4	63.1	68.3
55～59歳	96.0	94.1	90.3	79.4	87.0	92.2	45.7	51.4	53.2	50.8	58.1	59.7
60～64歳	84.3	84.2	76.3	67.8	74.0	73.1	31.5	36.4	38.4	38.3	43.7	40.4
65歳以上	46.6	46.3	38.4	32.1	36.2	33.0	12.7	13.5	13.2	13.2	15.8	14.0

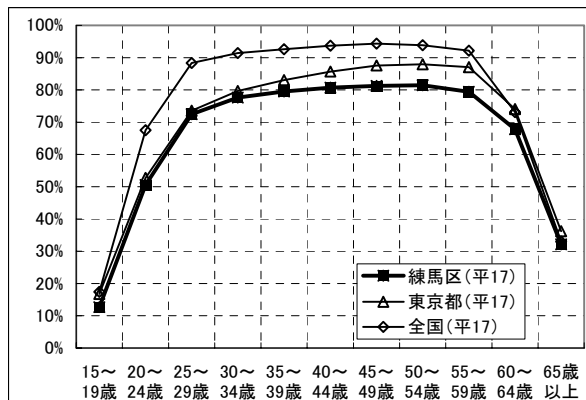
男性



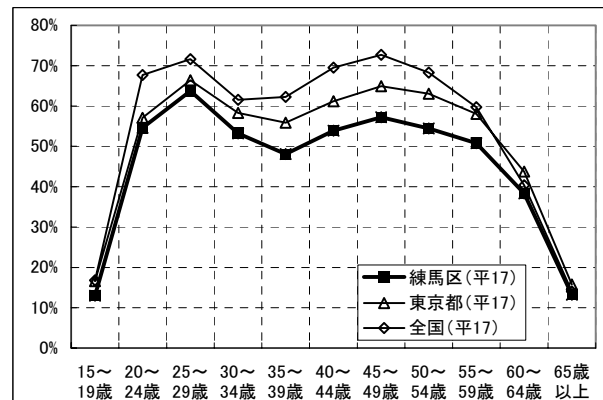
女性



男性



女性



(国勢調査、各年10月1日現在)

(2) 女性の職業の傾向

職業別の就業者数に占める女性の数は、事務従事者、サービス職業従事者の2つが6割前後と高い。なお、専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の割合がわずかではあるが、増加している。

職業別の女性の15歳以上就業者数と総就業者数に占める割合

職業	平成7年			平成12年			平成17年		
	総就業者数(人)	女性		総就業者数(人)	女性		総就業者数(人)	女性	
		総数(人)	割合(%)		総数(人)	割合(%)		総数(人)	割合(%)
総数	330,557	124,885	37.8	324,075	127,026	39.2	274,192	111,966	40.8
専門的・技術的職業従事者	54,590	20,447	37.5	57,788	22,214	38.4	49,030	20,069	40.9
管理的職業従事者	18,453	1,770	9.6	11,617	1,306	11.2	8,769	1,049	12.0
事務従事者	79,783	49,221	61.7	78,149	48,396	61.9	70,053	42,410	60.5
販売従事者	60,657	19,556	32.2	59,892	18,480	30.9	47,434	14,998	31.6
サービス職業従事者	27,096	15,231	56.2	30,003	17,155	57.2	26,924	16,487	61.2
保安職業従事者	5,440	412	7.6	5,666	438	7.7	4,958	354	7.1
農林漁業作業	1,819	591	32.5	1,570	512	32.6	1,428	471	33.0
運輸・通信従事者	11,585	678	5.9	11,025	501	4.5	8,299	348	4.2
生産工程・労務作業	65,933	14,707	22.3	60,361	14,530	24.1	48,268	12,036	24.9
分類不能の職業	5,201	2,272	43.7	8,004	3,494	43.7	9,029	3,744	41.5

(国勢調査、各年10月1日現在)

(3) 就業の規則性と週間就業時間の状況

就業の規則性については、男性で週49時間以上就業している割合が高いのが目立つ。特に年間300日以上就業している人は、7割が週49時間以上就業している。

男 就業の規則性と週間就業時間の状況 (%)

	就業の規則性	就業の規則性別の週間就業時間								
		総数	規則的 就業			不規則的 就業	季節的 就業			
			35時間未満	35時間以上	不明					
200日未満就業者	14.8	100.0	66.1	39.3	26.4	0.4	31.5	2.2		
		総数	35時間未満	35~42時間	43~45時間	46~48時間	49~59時間	60~64時間	65時間以上	
200~249日就業者	31.9	100.0	8.0	33.1	15.3	12.0	21.9	5.3	3.8	
250~299日就業者	39.3	100.0	3.1	18.1	12.8	15.1	25.4	14.5	10.5	
300日以上就業者	12.4	100.0	4.7	8.4	5.1	9.6	20.9	16.4	34.5	

女 就業の規則性と週間就業時間の状況 (%)

	就業の規則性	就業の規則性別の週間就業時間								
		総数	規則的 就業			不規則的 就業	季節的 就業			
			35時間未満	35時間以上	不明					
200日未満就業者	30.9	100.0	72.7	61.3	11.0	0.4	25.0	2.2		
		総数	35時間未満	35~42時間	43~45時間	46~48時間	49~59時間	60~64時間	65時間以上	
200~249日就業者	34.2	100.0	25.9	40.1	13.1	6.9	9.4	2.1	1.9	
250~299日就業者	26.0	100.0	11.6	32.6	13.9	12.5	17.2	7.6	4.1	
300日以上就業者	6.9	100.0	15.0	17.3	6.4	12.1	17.3	10.1	20.2	

(平成19年就業構造基本調査、地域編(東京都)、総務省統計局)

(4) 育児休業等の状況

育児休業取得率の状況

(%)

	育児休業取得者の男女比		育児休業取得率	
	女性	男性	出産した者に占める割合(女性)	配偶者が出産した者に占める割合(男性)
合計	97.2	2.8	88.5	0.57
<平成15年度調査>	<97.1>	<2.9>	<73.1>	<0.44>
〔規模別〕				
301人以上	98.0	2.0	94.1	0.43
30～300人	95.9	4.1	80.2	0.80

(「平成18年度女性雇用管理基本調査」結果概要、厚生労働省)

(注) 調査対象企業において、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間に出産した者または配偶者が出産した者に占める、平成18年10月1日までの間に育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む。)の割合。

事業所規模、男女・育児休業終了後の復職者の状況(H16.4.1～H17.3.31)

(%)

	育児休業者			女性の育児休業者			男性の育児休業者		
	復職者	退職者		復職者	退職者		復職者	退職者	
総計	100.0	89.0	11.0	98.8	89.0	11.0	1.2	94.9	5.1
〔規模別〕									
500人以上	100.0	92.6	7.4	99.7	92.7	7.3	0.3	87.1	12.9
100～499人	100.0	91.2	8.8	99.7	91.2	8.8	0.3	100.0	0.0
30～99人	100.0	85.5	14.5	99.2	85.4	14.6	0.8	100.0	0.0
5～29人	100.0	87.8	12.2	97.4	87.7	12.3	2.6	94.0	6.0
再掲30人以上	100.0	89.7	10.3	99.5	89.7	10.3	0.5	97.6	2.4

(「平成17年度女性雇用管理基本調査」結果概要、厚生労働省)

育児のための勤務時間短縮等の措置の状況

(%)

	合計	制度あり	最長利用可能期間						
			3歳に達するまで	3歳～小学校就学前	小学校就学の始期に達するまで以上				その他
					小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校低学年(3年生または9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(または12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	
勤務時間短縮等措置全体	100.0	41.6	22.2	2.0	11.6	1.2	0.5	3.0	1.1
短時間勤務制度	100.0	31.4	20.3	1.0	6.9	1.0	0.2	0.8	1.1
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	100.0	5.8	2.8	0.3	1.1	0.2	0.1	1.2	0.1
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	100.0	18.5	10.6	0.6	4.6	0.8	0.4	1.4	0.2
所定外労働の免除	100.0	23.2	11.4	1.3	8.5	0.7	0.3	0.9	0.2
事業内託児施設	100.0	1.0	0.4	0.0	0.3	0.0	0.0	0.2	0.0
育児に要する経費の援助措置	100.0	1.7	0.5	0.2	0.4	0.3	0.1	0.4	0.0
1歳以上の子を対象とする育児休業制度	100.0	9.3	7.1	0.1	1.2	0.2	0.0	0.3	0.5

(「平成17年度女性雇用管理基本調査」結果概要、厚生労働省)

3. 保育サービスおよびその他の子育て支援サービス

(1) 子育てに関する相談窓口の状況

子育てに関する相談窓口としては、子ども家庭支援センターを中心に、子ども家庭総合相談を実施している。このほか、区立保育園や子育てのひろば(ぴよぴよ)といった、地域の保育園、子育て支援施設等においても子育て相談に応じている。

子ども家庭総合相談

窓 口	時 間 帯
子ども家庭支援センター ・練馬子ども家庭支援センター ・光が丘子ども家庭支援センター ・関子ども家庭支援センター	・練馬 月～土(祝休日を除く) 午前9時～午後7時 (土曜は午後5時まで) ・光が丘 月～土(祝休日を除く) 午前9時～午後5時 ・関 月～土(祝休日を除く) 午前9時～午後5時
児童虐待の通告(通報)窓口	月～土(祝休日を除く) 午前9時～午後7時(土曜は午後5時まで)
児童館(17館)	月～金(祝休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時
東京都児童相談センター	月～金 午前9時～午後5時 ※虐待等、緊急性のある相談には、夜間(午後5時45分以降の閉庁時間帯)、土、日、祝日(年末年始を含む)も児童相談センターで対応
東京都児童会館こども相談室	臨時休館日と年末年始を除く午前9時～午後5時 7月・8月は午前9時～午後6時
母と子の健康相談室	月～金(祝休日除く) 午後5時～午後10時 土、日、祝休日、年末年始 午前9時～午後5時
総合福祉事務所(生活相談) ・練馬総合福祉事務所 ・石神井総合福祉事務所 ・大泉総合福祉事務所 ・光が丘総合福祉事務所	月～金 午前8時30分～午後5時15分
民生(児童)委員 約520名 主任児童委員 約40名 (生活相談)	—

子育て相談

窓 口	時 間 帯
各区立保育園(60園)	電話相談 月～金 午前10時～午後3時
子育てのひろば ・練馬ぴよぴよ ・大泉ぴよぴよ ・光が丘ぴよぴよ ・関ぴよぴよ	・練馬ぴよぴよ、関ぴよぴよ、光が丘ぴよぴよ 月、火、木～土(祝休日も実施) 午前10時～午後4時 ・大泉ぴよぴよ 月～土(祝休日を除く) 午前9時～午後5時
練馬女性センター えーる	・「女性の何でも相談」において子育てに関する相談を実施 年末年始を除く毎日、午前9時～午後5時

教育相談

窓 口	時 間 帯
総合教育センター ・練馬教育相談室 ・光が丘教育相談室 ・関教育相談室	・来室相談（要予約） 午前9時～午後5時（金曜は午後6時まで） ・電話相談 午前9時～午後5時（金曜は午後6時まで） ※休室日 日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日）
東京都教育相談センター	・電話相談 平日 午前9時～午後9時 土、日、祝日 午前9時～午後5時 ・来所相談 平日 午前9時～午後5時 ・電子メールによる相談（返答は1回のみ）
学校教育部学務課就学相談係 （障害のある児童・生徒の就学相談）	受付期間 毎年6月上旬から

健康・子育て相談

窓 口	時 間 帯
保健所、保健相談所 ・練馬区保健所 ・豊玉保健相談所 ・石神井保健相談所 ・北保健相談所 ・大泉保健相談所 ・光が丘保健相談所 ・関保健相談所	月～金 午前8時30分～午後5時15分
医師会医療連携センター	月～金 午前9時～午後5時 土 午前9時～午後0時 ※日、祝休日、年末年始、医師会創立記念日（4月1日）は休み
母と子の健康相談室（東京都）	月～金（祝休日除く） 午後5時～午後10時 土、日、祝休日、年末年始 午前9時～午後5時 ※月～金（祝休日、年末年始除く）の昼間の相談は保健所、保健相談所で対応

（練馬区その他のホームページ等より情報取得）

福祉相談に占める子ども家庭相談の状況

年度	総数	児童福祉法 関係	母子相談	家庭相談
平成 15	119,481	5,199	3,056	1,743
16	115,195	5,487	2,125	1,551
17	106,083	5,179	1,412	1,891
18	125,147	5,872	1,981	2,118
19	134,605	5,017	2,281	2,624

（練馬区統計書（平成20年版））

(2) 認可保育園の状況

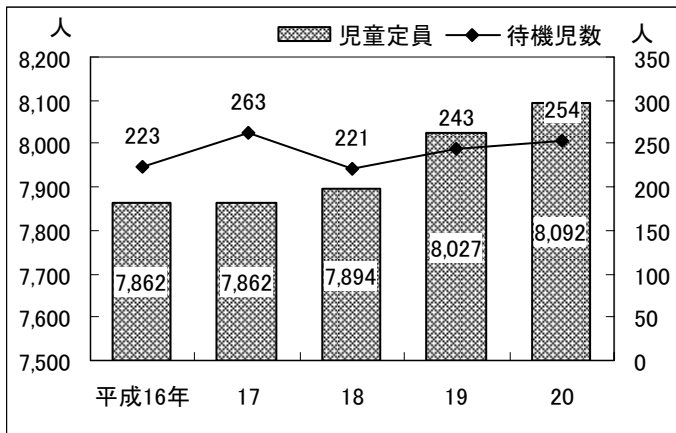
認可保育園の平成 20 年度の定員数は、平成 16 年度に比べ 230 人増加しているが、一方で、待機児数が依然として 254 人おり、待機はまだ解消されない状況にある。一方で、定員割れしている保育園も存在しており、待機児が地域的に偏って存在していることも考えられる。
このほか、多様な保育のニーズに応えるため、さまざま形態の保育サービスを実施している。

保育園数・児童定員・待機児数の推移

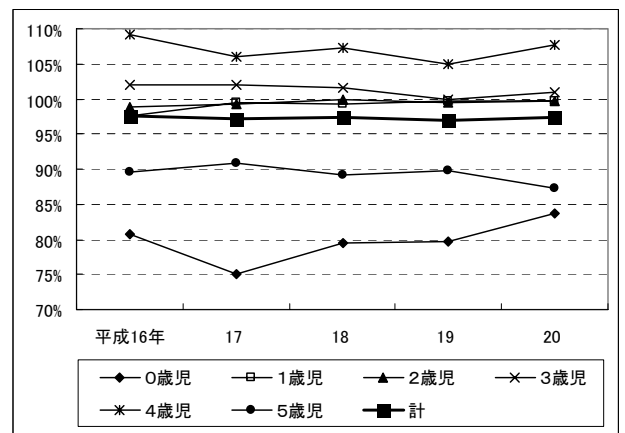
年	保育園数 (園)			児童定員 (人)			待機児 (人)
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
平成 16	59	18	77	6,379	1,483	7,862	223
17	59	18	77	6,379	1,483	7,862	263
18	60	18	78	6,421	1,473	7,894	221
19	60	20	80	6,410	1,617	8,027	243
20	60	21	81	6,415	1,677	8,092	254

(「練馬区勢概要」(平成 16~20 年版)、各年 4 月 1 日現在)

保育園の定員と待機児数の推移



保育園の定員充足割合の推移



児童年齢別保育園定員数、在籍児数および待機児数の状況

(人)

年齢	定員数			在籍児数			待機児数
	合計	区立	私立	合計	区立	私立	
総数	8,092	6,415	1,677	7,873	6,230	1,643	254
0歳児	665	536	129	556	442	114	8
1歳児	1,204	963	241	1,199	961	238	118
2歳児	1,416	1,113	303	1,411	1,109	302	82
3歳児	1,514	1,212	302	1,528	1,198	330	43
4歳児	1,486	1,280	206	1,601	1,255	346	3
5歳児	1,807	1,311	496	1,578	1,265	313	0

(「練馬区統計書」(平成 20 年版)、平成 20 年 4 月 1 日現在)

【認可保育園(保育所)】 保育園は、保護者が共働き・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない乳幼児(0歳(生後58日から)~就学前)を保護者に代わって保育する施設である。

延長保育の実施状況

(人)

年	実施園数							人数		
	区立			私立				区立	私立	合計
	1時間	2時間	朝30分	1時間	2時間	2.5時間	朝30分			
平成16	17	0	0	12	1	0	0	313	161	474
17	17	0	0	12	1	0	0	296	133	429
18	15	4	4	13	1	0	0	353	175	528
19	18	4	4	12	3	0	0	384	240	624
20	18	4	4	12	3	1	1	421	199	620

(「練馬区勢概要」(平成16～20年版)、各年4月1日現在)

【延長保育】満1歳以上については全保育園で午前7時30分から午後6時30分まで(一部は午前7時から午後8時30分)まで保育を行っている。一部は0歳児についても実施している。
一旦利用承諾の決定があると退園などその必要がなくなるまで利用できる継続利用と、一日単位で利用できるスポット利用がある。

休日保育の実施状況

年度	区立	人数
平成18	4	286
19	4	478

(「練馬区勢概要」(平成20年版))

【休日保育】認可保育園が休みとなる日曜日と祝・休日(12月31日～1月3日を除く)に、仕事のため家庭で保育できないときに保護者に代わって保育する制度である。

一時保育の実施状況

年度	実施園数			延べ利用児童数		
	区立	私立	合計	区立	私立	合計
平成15	—	1	1	—	2,021	2,021
16	—	1	1	—	1,954	1,954
17	—	1	1	—	1,616	1,616
18	1	1	2	353	1,686	2,039
19	1	3	4	1,412	2,494	3,906

(「練馬区勢概要」(平成16～20年版))

【一時保育】保護者の育児疲れ解消、短時間・断続的な仕事等さまざまな理由で一時的な保育が必要などときに、保護者に代わって保育する制度である。

病後児保育の実施状況

年度	実施園数	延べ利用人数
平成15	1	50
16	1	40
17	2	658
18	4	1,480
19	4	2,463

(「練馬区勢概要」(平成16～20年版))

【病後児保育】病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育する制度であり、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としている。

年末保育の実施状況

年度	実施園数				延べ利用児童数			
	区立	私立	保育室	合計	区立	私立	保育室	合計
平成 15	9	4	2	15	129	79	15	223
16	9	5	2	16	173	73	22	268
17	10	5	2	17	237	76	23	336
18	11	5	1	17	178	85	11	274
19	6	4	1	11	93	35	1	129

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【年末保育】 多様な就労形態に対応するため、12 月 29・30 日の午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで保育する制度である。

地域交流事業の実施状況の推移

年度	事業数	延べ参加者数
平成 15	452	15,716
16	593	16,083
17	665	18,167
18	758	18,819
19	669	14,579

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【地域交流事業】 保育園の近隣に住む乳幼児の親子を対象に、園庭開放やふれあい給食、季節の行事に参加する事業を行っている。

(3) 認証保育所、保育室、家庭福祉員、駅型グループ保育室の状況

認証保育所が増加する一方で、保育室、家庭福祉員、駅型グループ保育室が施設数(人員数)、定員数とも減少している。定員充足率は、認証保育所、駅型グループ保育室がほぼ 100%近くであるのに対して、保育室、家庭福祉員は、80~90%で推移している。

認証保育所と定員数および年齢別受託児童数の推移

(人)

年	施設数	定員	受託児数(年間延べ人数)						定員充足割合(%)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	計	
平成 16	6	183	646	600	320	84	71	1,721	78.4
17	12	350	940	1,396	1,097	401	179	4,013	95.5
18	18	515	1,392	1,860	1,816	604	382	6,054	98.0
19	20	573	1,656	2,301	1,852	944	476	7,229	105.1
20	22	623

(「練馬区統計書」(平成 18、20 年版))

(注)施設数、定員数は各年度4月1日現在の数値である。在籍児数は年度毎の延べ数であるため、最新年度は未計上である。
定員充足割合(在籍児数÷12÷定員)

【認証保育所】 大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、東京都が独自の基準を満たす施設を認証し、都と区が運営費を助成する新しい保育制度で、平成 13 年度に創設された。A型(駅前基本型)とB型(小規模・家庭的保育所)の2種類があり、それぞれ利用対象者、定員規模、施設基準等が異なる。

保育室施設数と定員数および年齢別在籍児童数の推移

(人)

年	施設数 (室)	定員数	在籍児数					合計	定員充足 割合(%)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上		
平成 16	14	289	1,219	897	702	146	113	3,077	88.7
17	14	289	1,192	972	578	235	165	3,142	90.6
18	13	265	828	792	633	183	148	2,584	81.3
19	10	187	721	456	395	133	127	1,832	81.6
20	9	169

(「練馬区統計書」(平成 20 年版))

(注)施設数、定員数は各年度4月1日現在の数値である。在籍児数は年度毎の延べ数であるため、最新年度は未計上である。
定員充足割合(在籍児数÷12÷定員)

【保育室】定員 29 人以下等一定の基準を満たす認可外保育施設を、区が保育室と認定し、一定の助成を行って利用しやすくしている民間保育施設である。現在の認可保育園では満たすことの難しい、時間延長保育、産休明け保育等の保育需要に応えることを主な役割としている。

家庭福祉員(保育ママ)数、定員数および年齢別受託児数の推移

(人)

年	家庭福祉 員数	定員数	受託児数				合計	定員充足 割合(%)
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上		
平成 16	49	137	616	439	373	0	1,428	86.9
17	47	133	565	633	202	0	1,400	87.7
18	47	133	413	547	499	0	1,459	91.4
19	46	131	556	492	375	0	1,423	90.5
20	42	121

(「練馬区統計書」(平成 20 年版))

(注)家庭福祉員数、定員数は各年度4月1日現在の数値である。受託児数は年度毎の延べ数であるため、最新年度は未計上である。
定員充足割合(在籍児数÷12÷定員)

【家庭福祉員(保育ママ)】保育園の家庭版として、保育士・教員・看護師等の資格を有することを条件に区が認定し、福祉員の家庭において産後 58 日以上 3 歳未満までの児童を、家庭福祉員 1 人につき 3 人まで保育する制度である。この制度は、0歳児保育、特に産休明け保育の需要に応えることを主な役割とする。

駅型グループ保育室数、定員数および年齢別受託児数の推移

(人)

年	グループ保 育室数(室)	福祉員数	定員数	受託児数					合計	定員充足 割合(%)
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上			
平成 16	8	25	75	220	341	292	0	853	94.8	
17	8	25	75	218	367	269	0	854	94.9	
18	8	22	66	108	350	335	0	793	100.1	
19	8	22	66	177	300	295	0	772	97.5	
20	8	21	63	

(「練馬区統計書」(平成 20 年版))

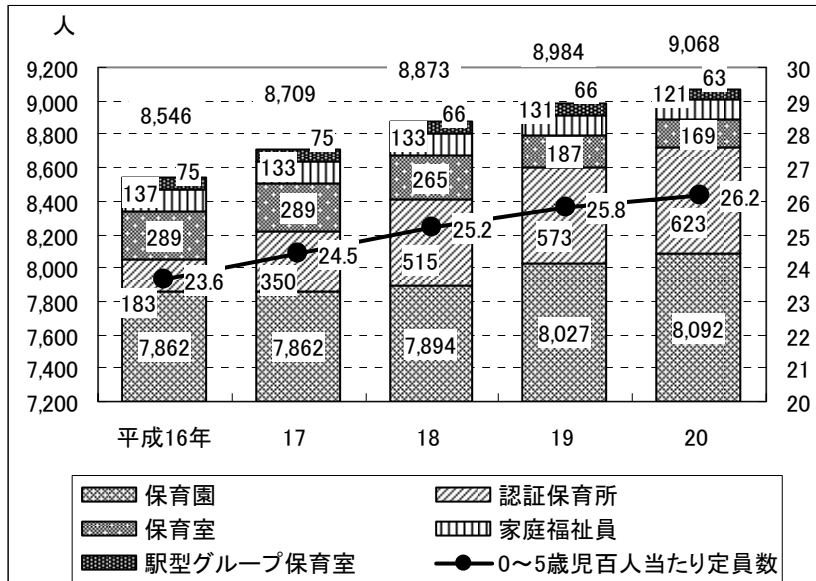
(注)グループ保育室数、福祉員数、定員数は、4月1日現在の数値である。受託児数は年度毎の延べ数であるため、最新年度は未計上である。定員充足割合(在籍児数÷12÷定員)

【駅型グループ保育室】送り迎えに便利な駅周辺のマンション等の1室を区が借り上げ、駅型グループ保育室として整備したうえで、区が認定した家庭福祉員が保育する制度である。この制度は、待機児童解消策の一環として実施しているものである。

保育園、認証保育所、保育室、家庭福祉員、駅型グループ保育室の定員数の推移(総括表)

(人)

年	保育園	認証保育所	保育室	家庭福祉員	駅型グループ保育室	合計	0～5歳児人口	0～5歳児百人あたり定員数
平成 16	7,862	183	289	137	75	8,546	36,165	23.6
17	7,862	350	289	133	75	8,709	35,610	24.5
18	7,894	515	265	133	66	8,873	35,223	25.2
19	8,027	573	187	131	66	8,984	34,784	25.8
20	8,092	623	169	121	63	9,068	34,666	26.2



(「練馬区統計書」(平成 20 年版)ほか、人口:住民基本台帳および外国人登録者、平成 20 年 4 月 1 日現在)

保育園、認証保育所、保育室、家庭福祉員、駅型グループ保育室の地区別の基盤整備の現況および推計

	乳幼児割合 (%)		乳幼児 100 人あたり 保育所等定員数 (人)	
	平成 21.4 実績	平成 27.4 推計	平成 21.4 実績	平成 27.4 推計
練馬区全体	4.94	5.02	26.1	24.7
練馬地区	4.25	4.44	26.3	24.0
石神井地区	4.97	5.06	22.2	20.9
大泉地区	5.31	5.26	20.6	20.0
光が丘地区	5.19	5.28	33.6	32.3

(「練馬区統計書」(平成 20 年版)ほか、人口:住民基本台帳および外国人登録者(各地区は按分)、平成 21 年 4 月 1 日現在より作成、平成 27 年の値については、人口はコーホート変化率法による推計値(前出)、保育所等は便宜上平成 20 年 4 月 1 日現在の整備状況のままとしたもの)

(4) 一時預かり型保育サービス等の状況

ショートステイ(宿泊型の一時的保育)、トワイライトステイ(夜間一時保育)は、平成 19 年度は利用がやや下がったものの延べ日数は平成 15 年度以降大幅に増加しており、需要の高さが伺える。緊急一時保育は、年度によって利用のばらつきが見られる。

ショートステイ(宿泊型の一時的保育)・トワイライトステイ(夜間一時保育)の実施状況

(延べ日数)

年度	ショートステイ	トワイライトステイ
平成 15	342	824
16	670	792
17	1,062	1,063
18	1,081	1,851
19	903	1,741

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【ショートステイ(宿泊型の一時的保育)】保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での保育が困難なときに専用の施設で保育士などが保育にあたる宿泊型一時保育制度。

【トワイライトステイ(夜間一時保育)】保護者が残業のときなどに、子どもを午後 10 時まで預かる制度。

※ともに対象は2歳以上小学校6年生まで(石神井学園は 17 歳まで)。施設と保育園などの間の送迎サービス(有料)も利用できる。

短期特例保育(緊急一時保育)の実施状況

(人)

年度	保育室数					利用状況		
	保育員数(各定員 3 人)	保育室数等	区立保育園	私立保育園	認証保育所	延べ受託人数	延べ受託日数	1 人あたり平均日数
平成 15	8	14	59	0	0	87	1,586	18.2
16	10	14	59	0	0	117	1,672	14.3
17	12	14	59	0	7	122	1,581	13.0
18	11	12	59	0	9	115	1,845	16.0
19	10	10	60	2	11	97	1,570	16.2

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【短期特例保育(緊急一時保育)】保護者または家庭の入院、出産等により、一時的に保育を必要とする乳幼児を保護者に代わって保育する制度である。子育ての経験を持つなど一定の要件のもとで区が認定した保育員または保育室および区立保育園が、保護者に代わって乳幼児を保育する。

乳幼児一時預かり事業の推移

年度	延べ日数
平成 17	740
18	2,199
19	2,663

(「練馬区勢概要」(平成 18~20 年版))

【乳幼児一時預かり事業】保護者が仕事や外出等さまざまな理由で一時的な保育が必要なときに、水曜日と日曜日の週 2 回、乳幼児の短時間の保育を行っている。水曜日と日曜日の午前 10 時~午後 1 時(3 時間)、午後 1 時~午後 4 時(3 時間)の 2 単位。2 単位連続利用も可能。

(5) 幼稚園の状況

幼稚園の平成20年の在園者数は、平成16年に比べ516人減少した。特に4歳児と5歳児の在園者数が減少しているのが目立つ。なお、5つある区立幼稚園では3歳児を預かっていない。こうした中、私立幼稚園預かり保育の利用が伸びている。

幼稚園の在籍児の推移

年	幼稚園数(園)		学級数	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	区立	私立					
平成16	5	42	405	3,367	4,070	4,157	11,594
17	5	42	401	3,425	4,066	4,056	11,547
18	5	42	398	3,345	4,069	4,087	11,501
19	5	42	392	3,367	3,802	4,075	11,244
20	5	42	387	3,362	3,883	3,833	11,078

(「練馬区統計書」(平成20年版)、「練馬区勢概要」(平成16～20年版)、各年5月1日現在)
 ※ 幼稚園在籍者数は、区内幼稚園に在籍する幼児の数であるため、区外在住者が含まれている。
 また、練馬区民で、区外幼稚園に通学している幼児の数は含まれていない。

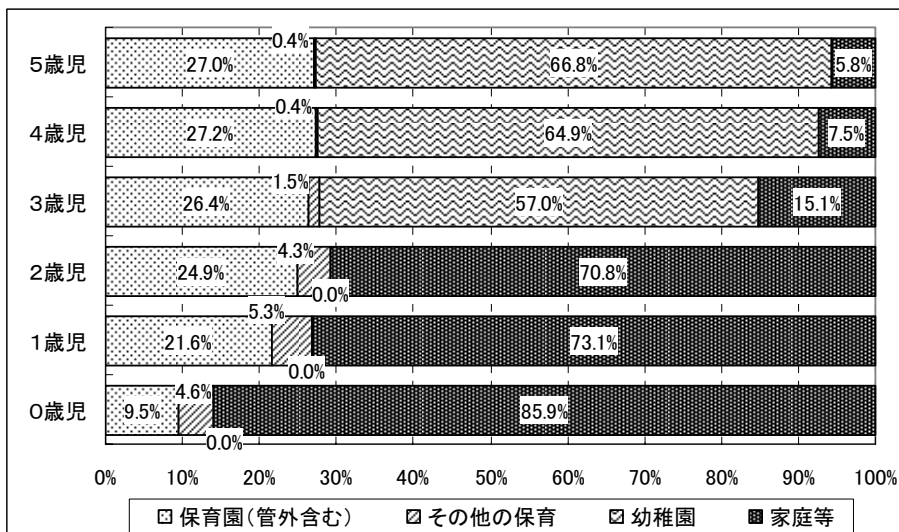
私立幼稚園預かり保育の実施状況

年度	実施園数	延べ利用人数
平成15	7	1,974
16	7	1,878
17	7	2,013
18	7	2,165
19	7	2,160

(「ねりまの福祉」(平成16、18、20年版))

【私立幼稚園預かり保育】 幼稚園の通常の教育(保育)とは別に、同じ幼稚園の中で、保護者の労働や疾病等により保育に欠ける在園児を対象に、幼稚園教育時間の前後や夏休み等の長期の休業期間に、認可保育園と同じ保育日、保育時間で保育を行う制度である。各幼稚園の定員は25人で、区は担当教諭等の人件費と、事業開始にあたっての整備費を補助している。

(参考) 就学前児童の保育等の状況



「就学前児童の保育等の状況」として、0歳児は家庭等が85.9%に対して保育園その他の保育が14.1%である。1歳児と2歳児は保育園その他の保育が26.9%～29.2%となり、幼稚園が始まる3歳児以上は幼稚園の利用が57.0%～66.8%、保育園その他の保育が27.4%～27.9%、家庭等は5.8%～15.1%となっている。

(各種資料をもとに再計算したもの。平成19年4月1日現在、幼稚園は5月1日現在)

(注) 保育園等の重複利用の有無、幼稚園と保育園で集計期日での1か月の差異はここでは考慮していない。

その他の保育: 認証保育所(4、5歳児は按分)、保育室(4、5歳児は按分)、家庭福祉員(保育ママ)、駅型グループ保育室

(6) 学童クラブ、児童館の状況

学童クラブについては、留守家庭児童数の増加に伴い、入会児童数も増加していることから、入会率はこのところ7割強と横ばいの状況が続いている。
このほか、区内には、17館の児童館と厚生文化会館児童室、また、児童が利用できる施設として、地区区民館が22か所あり、幼児や小・中学生の室内での遊び場となっている。

学童クラブの入会児童数の推移

年度	クラブ数 (か所)	留守家庭 児童数 (人)	入会児童数 (人)	入会率 (%)
平成 15	87	4,903	3,430	70.0
16	87	4,932	3,550	72.0
17	87	5,070	3,610	71.2
18	89	5,220	3,719	71.2
19	90	5,309	3,722	70.1

(「練馬区統計書(平成20年版)」、各年度10月31日現在)

【学童クラブ】 保護者の就労等により、家庭において保育に欠ける小学校1年生から3年生まで(障害児については6年生まで)に対し、指導員の適切な指導のもと児童の健全育成を図るものである。保育時間は、月～金曜日が放課後から午後6時まで(ただし、春・夏・冬休み、その他学校休業日は、午前9時から午後6時まで)、土曜日が午前9時から午後5時まで。学童クラブによっては、学校休業日と土曜日の午前8時から、一年を通して午後7時まで利用可能なところもある。なお、日曜日・祝休日と年末年始(12月29日～翌年1月3日)は保育を行っていない。

学童クラブの地区別の基盤整備の現況および推計

	小学校1～3年生割合 (%)		小学校1～3年生100人 あたり学童クラブ定員数 (人)	
	平成21.4実績	平成27.4推計	平成21.4実績	平成27.4推計
練馬区全体	2.57	2.41	19.1	19.7
練馬地区	2.04	2.00	21.1	20.5
石神井地区	2.58	2.50	18.5	18.3
大泉地区	3.00	2.69	14.5	15.5
光が丘地区	2.70	2.46	22.2	23.8

(「練馬区統計書」(平成20年版)ほか、人口:住民基本台帳および外国人登録者(各地区は按分)、平成21年4月1日現在より作成、平成27年の値については、人口はコーホート変化率法による推計値(前出)、学童クラブは便宜上平成20年4月1日現在の整備状況のままとしたもの)

児童館等の利用状況

年度	児童館	厚生文化会館 (児童室)	地区区民館 (学童クラブ室)
平成 15	632,838	27,191	139,639
16	635,750	27,834	138,608
17	655,910	22,466	151,777
18	641,322	23,054	153,151
19	643,435	22,213	150,350

(「練馬区統計書」(平成16～20年版)、「ねりまの福祉」(平成20年版))

【児童館】 学校や地域と連携しながら児童の自主的活動や遊びを通して、健康で豊かな情操を持った児童に育つよう援助している。また、図書室、工作室、音楽室、遊戯室等を利用して、各種クラブ活動や四季折々の行事を行っている。開館時間は、午前9時から午後5時まで。日曜・祝休日・年末年始は休館。なお、休館日の午前10時から午後4時まで、地域の子ども会活動や日常の児童館の活動に参加している団体を対象に児童館の休日開放も実施している。

(7) 子育て在宅家庭支援の状況

ファミリーサポート(育児支えあい)事業は、サービスの利用者数は増加しているが、一方で、提供者数、延べ利用件数が伸び悩んでいる。
 子育てのひろば(びよびよ)、民設子育てのひろば、学童クラブ活用型子育て支援事業(にこにこ)は、利用人数が大きく伸びてきている。

ファミリーサポート(育児支えあい)事業の利用状況

年度	利用者数	援助者数	延べ利用件数
平成 15	1,384	277	22,643
16	2,397	282	25,096
17	3,330	300	28,138
18	4,153	279	26,545
19	4,460	291	23,121

(「練馬区勢概要」(平成 16~20 年版)、「ねりまの福祉」(平成 20 年版)、利用者数、援助者数は各年度 3 月 31 日現在)

【ファミリーサポート(育児支えあい)事業】 地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、一時保育を希望する保護者に、地区リーダー等を通じ、住所地の近くや条件にあった援助会員の紹介を行っている。対象は産後 58 日以上小学校 3 年生まで、時間は午前 7 時~午後 8 時、費用は子ども 1 人あたり 1 時間 800 円~900 円、交通費などは実費。

育児支援ヘルパー事業の利用状況

年度	世帯数	延べ時間数
平成 19	73	1,739

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【育児支援ヘルパー】 核家族などで産後の体調不良などにより、家事や育児が困難なご家庭に、区が契約した事業者を通じてホームヘルパーを派遣する。対象者は、(1)出産予定日 2 か月前から出産後 4 か月までの方、(2)低体重児を出産した方、(3)多胎児を出産した方、(4)20 歳未満で出産した方である。利用限度時間は、対象者(1)は、出産後 4 か月までの間に 36 時間、(2)~(4)は、子どもの退院後 1 年以内に 104 時間のヘルパー派遣を利用できる。利用時間は、月~金曜日(平日)の午前 9 時~午後 5 時、自己負担額(1 時間につき)は、対象者(1)は 1,000 円、(2)~(4)は 500 円、区民税非課税世帯・生活保護受給世帯の方は無料。

子育てのひろば等の利用状況の推移

年度	子育てのひろば(びよびよ)		民設子育てのひろば		学童クラブ活用型子育て支援事業(にこにこ)	
	か所数	延べ利用人数	か所数	延べ利用人数	か所数	延べ利用人数
平成 15	2	32,343	24	18,619
16	2	38,505	37	24,524
17	3	50,741	54	33,836
18	4	77,231	2	4,902	61	37,479
19	4	74,257	4	9,435	61	43,795

(「ねりまの福祉」(平成 16~20 年版)、にこにこのみ「練馬区勢概要」(平成 16~20 年版))

【子育てのひろば(びよびよ)、民設子育てのひろば】 びよびよは、0 歳から 3 歳の乳幼児とその保護者の方を対象とした、親子で自由に来所できる施設である。親子で楽しく遊んだり、保護者同士の交流の場として開放している。また、子育てに関する相談も受けている。区立のひろばに、練馬びよびよ、光が丘びよびよ、関びよびよ、大泉びよびよがある。このほか、民設子育てのひろば(民間団体が運営する子育てのひろばで区が補助しているもの)がある。平成 21 年 3 月時点では、6 か所。

【学童クラブ活用型子育て支援事業(にこにこ)】 にこにこは、子育て中の親同士の交流の場として、一部の学童クラブ室を、開放しているものである。予約制で部屋を貸し切り利用できる「子育てグループ活動の場」と、当日自由に利用できる「子育て家庭集いの場」の 2 通りがある。いずれも利用は、夏休み・冬休み・春休みなどの学校休業日など学童クラブの児童が午前中から利用する日を除く。

(8) 手当等の状況

児童手当は、支給対象者の拡大、支給条件(所得)の緩和に伴い、受給者が増加している。
 児童扶養手当は、支給条件が厳しくなっているものの、母子家庭の増加に伴い、受給者が増加している。
 子ども医療費助成は、平成19年4月より、支給対象者として、所得制限を設けずに中学校3年生まで拡大した。

児童手当の支給状況

(人)

年度	児童手当	特例給付	計	支給期間等
平成15	18,485	6,397	24,882	小学校就学前まで
16	24,712	8,703	33,415	小学校3年生まで
17	25,657	8,996	34,653	小学校3年生まで
18	44,932	3,441	48,373	小学校6年生まで、所得制限緩和
19	44,842	3,541	48,383	小学校6年生まで

(「ねりまの福祉」(平成20年版)、「練馬区統計書」(平成20年))

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給状況

(人)

年度	児童扶養手当			特別児童扶養手当			
	全部支給	一部支給	計	身体障害	知的障害	心身の重複障害	計
平成15	2,406	1,494	3,900	305	271	12	588
16	2,517	1,522	4,039	300	276	12	588
17	2,536	1,613	4,149	302	266	13	581
18	2,531	1,667	4,198	298	290	12	600
19	2,478	1,741	4,219	283	287	12	582

(「ねりまの福祉」(平成20年版))

【児童手当】 対象者：小学校6年生までの児童(12歳になった最初の3月31日まで)を扶養している保護者で所得が一定額未満の方。
 手当額(児童1人あたり月額)：3歳の誕生日までは、10,000円(一律)、3歳の誕生日の翌月から小学校6年生までは、児童2人目までは5,000円、児童3人目以降は10,000円

【児童扶養手当】 対象者：離婚、死亡などで父がいないかまたは父が重度の障害者である児童(※1)を扶養している保護者で所得が一定額未満の方(※2)ただし、受給者や児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けていたり、児童が施設に入所しているときは原則受給できない。

※1・・・0歳から18歳になった最初の3月31日までの子(中度以上の障害のある児童は20歳の誕生日の前日まで)

※2・・・扶養義務者(同居の親族など)にも所得制限あり。

手当額(月額、平成20年度)：児童1人目 全部支給 41,720円、一部支給(10円刻み) 41,710円～9,850円、児童2人目 5,000円、児童3人目以降 3,000円

【特別児童扶養手当】 対象者：心身に一定程度(身体障害者手帳1～3級程度および一部4級程度、愛の手帳1～3度程度、その他の障害・疾病等により日常生活に著しい制限を受ける)の障害がある20歳未満の児童を扶養している保護者で所得が一定額未満の方。ただし、児童が公的年金の給付を受けていたり、児童が施設に入所しているときは原則受給できない。※配偶者・扶養義務者の方にも所得制限あり。

手当額(児童1人あたり月額、平成20年度)：特児1級 50,750円、特児2級 33,800円

児童育成手当、障害児福祉手当、愛育手当の支給状況の推移

(人)

年度	育成手当				障害児福祉手当	愛育手当
	育成手当	障害手当	うち育成と障害	計(重複除外)		
平成 15	7,726	467	79	8,114	230	74
16	7,904	486	90	8,300	209	70
17	8,091	461	89	8,463	214	81
18	8,230	462	88	8,604	206	70
19	8,305	443	87	8,661	197	102

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【育成手当(児童育成手当)】 対象者:離婚、死亡などで父または母がいないか、父または母が重度の障害者である児童(0歳から18歳になった最初の3月31日まで)を扶養している保護者で所得が一定額未満の方。手当額(月額):児童1人につき13,500円

【障害手当(児童育成手当)】 対象者:心身に一定程度(身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1~3度程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症)の障害がある20歳未満の児童を扶養している保護者で所得が一定額未満の方。手当額(月額):児童1人に15,500円

【障害児福祉手当(国制度)】 対象者:年齢が20歳未満で別に定める程度の障害がある方。手当額(月額、平成20年度):14,380円

【愛育手当】 対象者:4月1日から7月1日まで引き続き区内に住所があり、7月1日現在、児童福祉施設、幼稚園などに入所、在籍しておらず、①4月2日から翌年4月1日までに5歳または6歳になる児童 ②病気や障害のための就学猶予・免除を受けている児童の保護者 手当額(月額):児童1人につき40,000円。平成20年度をもって事業終了

子ども医療費助成の推移

(人)

年度	乳児医療証	子ども医療証	合計	<参考> 小学生入院 医療費助成 (件数)
平成 15	41,813	...	41,813	...
16	41,461	...	41,461	...
17	40,744	...	40,744	...
18	39,745	...	39,745	200
19	39,710	52,438	92,148	28

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【子ども医療費助成】 対象者:健康保険に加入している区内在住の中学3年生まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童。小学校就学前の乳幼児にはマル乳医療証、小学校1年生から中学校3年生までの児童にはマル子医療証を発行する。

助成の内容:○保険適用の自己負担分(高額療養費に該当する場合は自己負担額まで)、○入院時食事療養費標準負担額、○小児慢性疾患・養育医療・育成医療等の医療費助成の自己負担限度額、※マル乳・マル子医療証で助成を受けられるのは、保険診療の範囲内で自己負担する分。保険のきかない健康診断料・予防接種・容器代・文書代・差額ベッド代等は対象とはならない。

3歳未満を対象に平成5年4月1日より実施。平成10年4月1日より、所得制限つきで対象を小学校就学前まで拡大、平成11年1月1日より、所得制限を撤廃。平成19年4月1日より、所得制限を設けずに、対象を中学校3年生まで拡大した。

【小学生入院医療費助成】 練馬区在住の小学生が、平成18年4月1日~平成19年3月31日までの間に入院した時の医療費を払い戻しにより助成。子ども医療費助成の対象者の拡大により、今後新規受診者はなし。

第三子誕生祝金の支給状況

年度	支給件数
平成 18	557
19	605

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【第三子誕生祝金】 対象者:練馬区内に住所を有し、平成18年4月1日以降に第3子以降のお子さんを出産した保護者の方で、次のすべてに該当する父または母。(1)今回、出生したお子さんを含めて3人以上の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん)と同居し養育している。(2)第3子以降のお子さんの出生日または出生予定日の1年以上前から練馬区内に住民登録または外国人登録をしている。(3)祝い金を受給された後引き続き1年以上、第3子等の児童を含む児童とともに練馬区内に居住する意思がある。

※注1...里帰り出産などのため、練馬区外にお子さんの住民登録をされる場合、祝金の申請はできない。

※注2...外国人世帯については、在留資格のある方。ただし、在留期間が短く、生活の本拠が日本国内にあると認められない場合を除く。

支給額:第3子以降の出生した児童1人につき20万円。保護者の所得制限なし。

4. 母子保健等に関して

(1) 母親学級、パパとママの準備教室、育児学級

平成19年度の母親学級の開催回数は48回、受講者は1,515人、修了者は667人(修了率44.0%)、パパとママの準備教室の開催回数は43回、受講者は1,748人となっている。また、育児学級のうち、育児と離乳食の開催回数は64回、受講者は3,097人、子育て学習室の開催回数は14回、受講者は642人となっている。

母親学級の実施状況

年度	開催実回数	受講者人数	受講者延べ人数	修了者数	歯科健診受診者数
平成15	48	1,669	5,216	1,043	…
16	48	1,362	3,944	997	…
17	48	1,413	4,109	674	1,009
18	48	1,520	4,313	709	1,006
19	48	1,515	4,110	667	955

(「ねりまの保健衛生」(平成16～20年版))

パパとママの準備教室(旧両親学級)の実施状況

年度	開催実回数	受講者数
平成15	26	856
16	26	1,165
17	33	1,369
18	33	1,425
19	43	1,748

(「ねりまの保健衛生」(平成16～20年版))

【母親学級】 近々、母親になる方を対象に、4回シリーズで開催している。保健師、管理栄養士、助産師、歯科衛生士の講義や歯科医師による歯科健診を行う。
 【パパとママの準備教室】 これから父親、母親になる方を対象に、沐浴の実演と実習等を行う。また、親同士の交流を深める。

育児学級の実施状況

年度	育児と離乳食		子育て学習室		パパとママの子育て教室		絵本教室		合計	
	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
平成15	55	1,245	33	1,017	26	663	30	1,552	144	4,477
16	55	1,243	34	1,031	26	586	6	264	121	3,124
17	62	1,448	41	1,161	29	549	5	151	137	3,309
18	64	2,983	36	1,574	29	625	4	172	133	5,354
19	64	3,097	14	642	…	…	…	…	78	3,769

(「ねりまの保健衛生」(平成16～20年版))

【育児学級】 子育て支援の一環として、育児について・離乳食の進め方・歯の衛生管理などの講習会を、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が関わり開催している。

(2) 妊婦健診、乳幼児健診

1歳6か月児健康診査は、平成19年度より全面協力医療機関への委託となったが、受診率が92.2%となっている。3歳児健康診査は、受診率が90%前後で推移している。むし歯の有病率は、平成19年度の1歳6か月児歯科健診では2.1%、3歳児歯科健診では19.8%である。

妊婦健康診査の実施状況

(人)

年度	受理数	結果通知表受理状況								
		診察所見(延べ)					保健所への連絡事項(延べ)			
		異常なし	妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)	貧血	糖尿	その他	要訪問	当院で治療指導中	要精密検査	その他
平成15	11,211	7,950	209	2,715	164	417	26	5,528	94	36
16	10,795	7,788	77	2,532	154	503	22	5,395	82	60
17	10,517	7,573	70	2,503	131	450	18	5,587	58	63
18	11,223	8,157	43	2,732	125	365	64	6,515	38	39
19	11,461	8,257	45	2,768	116	463	27	6,812	88	56

(「ねりまの保健衛生」(平成16~20年版))

【妊婦健康診査】 妊娠中に14回の健康診査と1回の超音波検査が受けられる。

乳児(4か月児)健康診査の実施状況

年度	健診回数(回)	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	有所見者数(人)	有所見率(%)
平成15	166	6,080	5,871	96.6	1,618	27.6
16	166	6,083	5,883	96.7	1,620	27.5
17	180	5,765	5,543	96.1	1,591	28.7
18	173	5,893	5,691	96.6	1,767	31.0
19	173	6,078	5,881	96.8	1,776	30.2

(「ねりまの保健衛生」(平成16~20年版))

【乳児(4か月児)健康診査】 乳児に対する健康診査を行い、その保護者に保健師、管理栄養士、歯科衛生士による集団・個別指導を実施し、乳児の健全な育成に努めている。また、BCG接種、アレルギースクリーニングも同時に行っている。

乳児委託健康診査の実施状況

(件)

年度	6~7か月児				9~10か月児			
	結果受理数	問題なし	問題あり	疑いあり	結果受理数	問題なし	問題あり	疑いあり
平成15	5,233	4,949	174	110	5,157	4,929	155	73
16	5,237	4,986	150	101	5,232	5,030	129	73
17	5,070	4,843	118	109	4,950	4,748	115	87
18	5,077	4,809	165	103	4,922	4,722	131	69
19	5,303	4,987	218	98	5,120	4,869	166	85

(「ねりまの保健衛生」(平成16~20年版))

【乳児委託健康診査】 保健相談所で実施する4か月児健康診査のほかに、生後6~7か月児および9~10か月児の健康診査を医療機関に委託し実施している。

1歳6か月児健康診査(保健相談所実施分+委託健康診査分)の実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
平成 15	6,129	5,839	95.3	854	14.6
16	6,127	6,175	100.8	1,086	17.6
17	5,943	5,965	100.4	1,261	21.1
18	5,902	5,893	99.8	1,306	22.2
19	5,680	5,235	92.2

1歳6か月児健康診査心理相談・心理経過観察の実施状況

(人)

年度	1歳6か月児健康診査心理相談						1歳6か月児健康診査心理経過観察					
	判定相談 実人員	指導指示					判定相談 実人員	指導指示				
		総数	特になし	助言指示	要観察	要精密		総数	特になし	助言指示	要観察	要精密
平成 15	582	1,103	2	308	781	13	835	1,967	2	280	1,576	109
16	564	1,050	4	424	617	5	871	2,139	3	250	1,813	73
17	538	1,166	17	467	671	11	865	2,159	7	391	1,682	83
18	688	1,306	10	440	825	31	905	2,300	6	432	1,813	49
19	665	1,294	8	399	882	5	1,010	2,425	14	426	1,890	95

(「ねりまの保健衛生」(平成 16~20 年版))

【1歳6か月児健康診査】歩行や言語発達に関する標識が容易に得られる1歳6か月の時点での身体の発育および精神発達面に対する健康診査を行い、その保護者に保健師、管理栄養士による集団・個別指導を実施し、幼児の健康の保持・増進を図っている。また、同時にアレルギースクリーニングを実施している。なお、内科健康診査については、平成 19 年度から全面協力医療機関への委託となった。また、心理相談を実施し、その結果、継続的に指導していく必要が認められた者には経過観察を行っている。

1歳6か月児歯科健康診査の実施状況

年度	受診者数 (人)	受診率 (%)	むし歯の ない者 (人)	むし歯の ある者 (人)	有病率 (%)	一人平均 むし歯数 (本)
平成 15	5,213	85.0	5,088	125	2.4	0.07
16	5,192	84.7	5,060	132	2.5	0.07
17	5,069	85.3	4,922	147	2.9	0.09
18	5,116	86.8	4,984	132	2.6	0.07
19	4,711	82.9	4,610	101	2.1	0.07

(「ねりまの保健衛生」(平成 16~20 年版))

【1歳6か月児歯科健康診査】歯科衛生士による個別指導および歯科医師による歯科健診を行い、健診の事後フォローとして事後措置およびハイリスク児フォローアップ事業を実施している。

3歳児健康診査の実施状況

年度	実施回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)
平成 15	142	6,306	5,685	90.2	843	14.8
16	142	6,197	5,554	89.6	894	16.1
17	142	6,030	5,404	89.6	960	17.8
18	142	5,986	5,392	90.1	1,168	21.7
19	142	5,867	5,263	89.7	1,114	21.2

3歳児健康診査心理相談・心理経過観察の実施状況

(人)

年度	3歳児健康診査心理相談						3歳児健康診査心理経過観察					
	判定相談 実人員	指導指示					判定相談 実人員	指導指示				
		総数	特になし	助言指示	要観察	要精密		総数	特になし	助言指示	要観察	要精密
平成 15	383	797	3	270	492	32	446	1,099	5	179	883	32
16	368	700	1	264	415	20	458	1,070	1	174	876	19
17	557	862	7	359	471	25	580	1,332	1	332	977	22
18	413	978	2	411	523	42	593	1,600	2	351	1,204	43
19	533	1,137	0	517	577	43	643	1,659	5	432	1,200	22

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

【3歳児健康診査】 幼児期の中で、身体発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対し、健康診査、視力検査、聴力検査、尿検査、歯科健康診査を実施し、幼児の健全な育成を図っている。同時に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による集団・個別指導も行っている。
また、心理相談を実施し、その結果、継続的に指導していく必要が認められた者には経過観察を行っている。

3歳児歯科健康診査の実施状況

年度	受診者数 (人)	受診率 (%)	むし歯の ない者 (人)	むし歯の ある者 (人)	有病率 (%)	一人平均 むし歯数 (本)
平成 15	5,610	88.8	4,494	1,116	19.9	0.73
16	5,490	88.6	4,432	1,058	19.3	0.67
17	5,338	88.5	4,302	1,036	19.4	0.67
18	5,337	89.2	4,298	1,039	19.5	0.69
19	5,211	88.8	4,177	1,034	19.8	0.67

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

【3歳児歯科健康診査】 歯科衛生士による個別・集団指導、歯科医師による歯科健診を行い、健診の結果、初期のむし歯や要注意歯のある者、口腔内が清掃不良の者に対して、後日、事後指導として保健指導・予防処置を行っている。

妊産婦訪問指導の実施状況

年度	訪問指導員				保健師			
	妊婦		産婦		妊婦		産婦	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
平成 15	37	37	1,903	1,972	17	26	414	503
16	19	19	1,833	1,834	19	24	431	547
17	22	22	1,801	1,802	23	50	439	563
18	23	23	1,919	1,920	18	28	471	575
19	36	36	2,236	2,240	17	23	491	583

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

【妊産婦訪問指導】 妊産婦に対して、訪問指導員(助産師、保健師)による訪問指導を行っている。

新生児・乳幼児訪問指導の実施状況

(人)

年度	訪問指導員		保健師									
	新生児		未熟児		新生児		乳児		幼児		その他	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
平成 15	1,870	1,943	161	188	392	504	212	306	372	642	82	174
16	1,808	1,812	211	264	221	295	273	385	458	812	86	132
17	1,784	1,791	188	249	243	324	262	394	419	833	104	219
18	1,916	1,920	160	209	311	429	253	354	368	684	49	136
19	2,243	2,249	105	143	383	448	265	379	290	502	92	279

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

【新生児・乳幼児訪問指導】 新生児(生後 60 日以内)に対して、訪問指導員(助産師、保健師)による訪問指導を実施している。また、未熟児、新生児(生後 60 日以内)、乳児、幼児、その他に対して、保健師による訪問指導を実施している。

育児栄養相談の実施状況

年度	開催回数 (回)	来所者数 (人)	個別指導数 栄養相談 (人)	個別指導数 保健相談 (人)
平成 15	144	10,974	2,185	...
16	144	11,692	2,474	4,305
17	144	11,425	2,731	4,992
18	143	11,546	2,921	5,540
19	142	12,238	2,919	5,150

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

(3) 予防接種

予防接種の実施状況

(人)

年度	DPT (三種混合)			DT (二種混合)			急性灰白髄炎(小児まひ)		
	対象延人員	実施延人員	実施率 (%)	対象延人員	実施延人員	実施率 (%)	対象延人員	実施延人員	実施率 (%)
平成 15	23,776	24,942	104.9	7,119	3,942	55.4	11,920	11,390	95.6
16	23,642	24,185	102.3	5,745	3,069	53.4	11,896	11,322	95.2
17	24,231	22,325	92.1	6,578	2,559	38.9	11,659	10,661	91.4
18	22,840	22,060	96.6	5,875	2,729	46.5	11,100	10,740	96.8
19	23,555	23,339	99.1	5,989	3,269	54.6	11,309	10,949	96.8
年度	風しん			麻しん			日本脳炎		
	対象延人員	実施延人員	実施率 (%)	対象延人員	実施延人員	実施率 (%)	対象延人員	実施延人員	実施率 (%)
平成 15	6,033	6,612	109.6	6,008	6,338	105.5	31,138	24,070	77.3
16	5,962	6,654	111.6	6,008	6,039	100.5	23,608	17,530	74.3
17	5,994	8,715	145.4	5,775	5,816	100.7	4,804	3,363	70.0
年度	麻しん風しん混合								
	対象延人員	実施延人員	実施率 (%)						
平成 18		11,673		10,432		89.4	11,747	149	1.3
19		11,605		10,981		94.6	23,308	800	3.4

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

(注)平成 18 年度より、麻しんと風しんの混合ワクチンを接種している。

対象延人員は、標準的な接種年齢時期に接種を勧奨した人数である。

日本脳炎の実施者の減少は、予防接種事故の発生に伴い、国が平成 17 年 5 月に定期予防接種として、日本脳炎ワクチン接種の積極的な勧奨を差し控えたことによる。

(4) 休日・夜間の医療

休日における救急患者に対する医療対策として、練馬休日急患診療所、石神井休日急患診療所、練馬区つつじ歯科診療所、石神井歯科休日急患診療所を設置している。
小児初期救急医療事業として、毎準夜間、練馬休日急患診療所において練馬区夜間救急こどもクリニック事業を実施している。また、区内2大学病院においても委託により実施している。

休日急患診療所(医科)の利用状況

(延べ人数)

年度	練馬休日急患診療所					
	計	0歳	1～3歳	4～6歳	7～15歳	16歳以上
平成 15	12,199	1,648	4,569	2,188	1,316	2,478
16	12,017	1,495	4,297	2,306	1,500	2,419
17	11,909	1,350	4,208	2,367	1,521	2,463
18	11,248	1,262	3,974	2,179	1,602	2,231
19	11,784	1,313	3,897	2,207	1,772	2,595
年度	(再掲) 練馬区夜間救急こどもクリニック					
	計	0歳	1～3歳	4～6歳	7～15歳	16歳以上
平成 15	6,636	1,173	3,133	1,426	862	42
16	6,359	1,045	2,835	1,497	954	28
17	5,646	826	2,554	1,381	854	31
18	5,292	745	2,309	1,275	934	29
19	5,660	856	2,394	1,322	1,072	16
年度	石神井休日急患診療所					
	計	0歳	1～3歳	4～6歳	7～15歳	16歳以上
平成 15	5,023	262	1,133	838	671	2,119
16	5,539	311	1,294	928	735	2,271
17	5,996	333	1,477	985	746	2,455
18	5,904	278	1,334	973	930	2,389
19	6,322	320	1,348	1,016	963	2,675

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

休日急患診療所(歯科)の利用状況

(延べ人数)

年度	練馬区つつじ歯科診療所					
	計	0歳	1～3歳	4～6歳	7～15歳	16歳以上
平成 15	486	1	7	27	22	429
16	536	2	14	25	32	463
17	576	0	10	21	39	506
18	565	0	16	31	34	484
19	636	1	16	26	30	563
年度	石神井歯科休日急患診療所					
	計	0歳	1～3歳	4～6歳	7～15歳	16歳以上
平成 15	763	1	14	39	43	666
16	725	1	12	23	53	636
17	733	1	13	33	48	638
18	762	0	21	40	53	648
19	726	0	17	37	43	629

(「ねりまの保健衛生」(平成 16～20 年版))

区内2大学病院(小児初期救急医療事業委託)の利用状況

(延べ人数)

年度	日本大学医学部附属練馬光が丘病院					
	計	0歳	1～3歳	4～6歳	7～15歳	16歳以上
平成 18	3,689	539	1,646	793	700	11
19	3,143	460	1,341	649	679	14
年度	順天堂大学医学部附属練馬病院					
	計	0歳	1～3歳	4～6歳	7～15歳	16歳以上
平成 18	1,592	413	643	291	243	2
19	1,310	358	463	250	238	1

(「ねりまの保健衛生」(平成 19～20 年版))

5. 教育環境の整備

(1) 区立小学校、区立中学校の状況

区内には、小学校として区立 69 校、国立 1 校、私立 1 校、中学校として区立 34 校、国立 1 校、私立 3 校がある。また、高等学校として都立 9 校、私立 4 校がある。
平成 20 年は、6～11 歳人口に占める区立小学校の割合が 93.9%、12～14 歳人口に占める区立中学校の割合が 75.7%であり、4人に1人が私立中学校等へ進学している。

区立小学校、区立中学校の在籍状況

(人)

年	区立小学校 (69 校)			区立中学校 (34 校)		
	学級数	児童数	6～11 歳人口に占める割合 (%)	学級数	生徒数	12～14 歳人口に占める割合 (%)
平成 16	1,071	33,366	93.8	390	12,954	76.1
17	1,080	33,637	93.7	395	13,164	76.1
18	1,084	34,025	93.6	398	13,262	75.6
19	1,078	34,197	94.0	406	13,744	76.2
20	1,091	34,493	93.9	409	13,727	75.7

(「練馬区統計書」(平成 20 年版)、人口は住民基本台帳および外国人登録者、各年 5 月 1 日現在、人口は各年 4 月 1 日現在)

※ 児童数(生徒数)の中には、区内小中学校に在籍する児童(生徒)の数であるため、区外在住者も含まれている。
また、練馬区民で、区内小中学校に通学している児童(生徒)の数は含まれていない。

(2) 開かれた学校の状況

子どもの遊び場のうち、校庭開放については、区立小学校全 69 校で実施している。平成 19 年度の利用人数が延べ約 109 万人、1日平均 61.8 人となるなど、利用が定着している。利用形態としては、団体対個人が概ね4対6の割合となっている。

学校評議員の設置状況

年度	幼稚園	小学校	中学校
平成 16	5	43	19
17	5	53	27
18	5	64	32
19	5	54	26
20	5	69	34

【学校評議員】保護者や地域の方々の意見を校(園)長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するため、平成 12 年度から学校評議員制度を実施している。学校評議員は、教育に関する理解および識見を有する方の中から、校(園)長が推薦し、教育委員会が委嘱している。

(平成 16・17 年は教育指導課調べ「練馬区教育要覧」(平成 18～20 年版)、平成 18・19 年は 8 月 1 日現在、平成 20 年は 9 月 1 日現在)

学校応援団の設置状況

年	設置小学校
平成 16	2
17	4
18	6
19	10
20	23

【学校応援団】区立小学校に町会・自治会やPTAなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の児童および地域のために、学校教育に支障のない範囲で、学校・地域相互の人材活用および学校施設の地域活用を図ることにより、地域の核としての開かれた小学校づくりを推進している。各学校応援団が地域人材を確保し、放課後等の学校で、遊び、学び、読書などの居場所として児童が過ごせる「児童放課後等居場所づくり事業」や、登下校時の児童安全誘導等を行う「安全管理事業」、「学校開放事業」などを区の委託により実施している。

(「練馬区教育要覧」(平成 16～20 年版)、各年 4 月 1 日現在)

区立小学校の校庭開放の利用状況

年度	開放小学校数(校)	延べ開放日数(日)	利用人数			利用率等		
			計(人)	団体(人)	個人(人)	利用人数／延べ開放日数(人)	団体利用割合(%)	個人利用割合(%)
平成 15	69	16,793	1,084,763	364,796	719,967	64.6	33.6	66.4
16	69	17,526	1,121,371	395,502	725,869	64.0	35.3	64.7
17	69	17,647	1,061,890	423,260	638,630	60.2	39.9	60.1
18	69	16,661	1,057,570	447,101	610,469	63.5	42.3	57.7
19	69	17,612	1,088,381	443,881	644,500	61.8	40.8	59.2

(「練馬区統計書」(平成 20 年版))

(3) 学校保健の状況

平成 19 年度の生活習慣病検査による小学生の事後指導数の割合は、対象者数の 0.36%、中学生は 0.31%となっている。
 児童・生徒の平均体格は、平成 9 年度と平成 19 年度を比較すると、身長、体重、座高とも、大きな差異は見られない。

生活習慣病検査の実施状況の推移

(人)

年度	小学校					中学校				
	対象者数	精密検査対象者数	受診者数	事後指導数	事後指導数／対象者数(%)	対象者数	精密検査対象者数	受診者数	事後指導数	事後指導数／対象者数(%)
平成 15	32,939	655	256	134	0.41	13,253	392	83	39	0.29
16	33,366	540	224	98	0.29	12,954	343	71	31	0.24
17	33,637	494	223	91	0.27	13,164	317	71	29	0.22
18	34,038	494	224	74	0.22	13,262	314	75	26	0.20
19	34,197	524	222	123	0.36	13,744	305	98	43	0.31

(「練馬区教育要覧」(平成 16～20 年版))

【生活習慣病検査】毎年4月から6月に行われる定期健康診断において、身体計測(身長、体重)の結果、肥満度がおおむね 40%以上の児童・生徒数に対して、精密検査を実施している。

児童・生徒の平均体格の推移

男

項目	年度	小学校						中学校		
		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	1 学年	2 学年	3 学年
身長 cm	平成 9	117.1	122.8	128.3	134.0	139.5	145.4	152.8	160.2	165.9
	14	116.8	123.0	128.4	133.6	139.2	145.5	153.0	160.5	166.3
	19	116.9	122.7	128.6	134.0	139.1	145.3	153.0	160.7	165.7
体重 kg	平成 9	21.7	24.5	27.6	31.0	34.8	39.4	44.7	50.3	55.4
	14	21.6	24.5	27.7	30.8	34.7	39.3	45.0	50.6	56.0
	19	21.4	24.0	27.5	30.7	34.2	38.6	44.6	50.3	54.9
座高 cm	平成 9	65.2	67.9	70.5	73.1	75.4	77.9	81.6	85.1	88.1
	14	65.0	67.9	70.6	72.8	75.3	78.0	81.4	85.4	88.6
	19	64.9	67.7	70.5	72.9	75.1	77.7	81.6	85.5	88.3

女

項目	年度	小学校						中学校		
		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	1 学年	2 学年	3 学年
身長 cm	平成 9	116.4	121.9	127.8	133.8	140.3	146.9	152.2	155.6	157.1
	14	116.0	122.0	127.6	133.7	140.0	146.8	152.7	155.8	157.4
	19	115.9	121.7	127.7	133.5	140.4	147.1	152.4	155.5	157.1
体重 kg	平成 9	21.2	23.8	26.9	30.3	34.4	39.2	44.3	47.9	49.8
	14	21.1	23.8	26.8	30.5	34.5	39.6	44.7	48.3	50.8
	19	21.0	23.3	26.5	29.7	33.9	38.8	44.3	47.9	50.7
座高 cm	平成 9	64.7	67.5	70.3	73.1	76.1	79.2	82.4	84.1	84.9
	14	64.6	67.5	70.2	73.0	76.0	79.3	82.7	84.2	85.0
	19	64.5	67.4	70.2	72.8	76.0	79.5	82.2	84.1	85.1

(「練馬区統計書」(平成 20 年版))

(注)毎年4月～6月に実施の定期健康診断の結果による。

6. 子どもの安全の確保

(1) 街路灯、公園の状況

街路灯は、平成 20 年が 48,162 か所となっており、平成 16 年より 1,867 か所の増加となっている。公園のうち、都市公園は、平成 20 年が 201 か所となっており、平成 16 年より 41 か所の増加となっている。一方、児童遊園は 3 所の増加である。

街路灯の設置状況

年	総数	蛍光灯	水銀灯			ナトリウム灯	街路灯設置 平均間隔 (m)
		区道・私道	計	国道・都道	区道	国道・都道	
平成 16	46,295	20,213	24,859	2,873	21,986	1,223	23.8
17	47,125	20,946	24,918	2,789	22,129	1,261	23.5
18	47,343	20,761	25,174	2,905	22,269	1,408	23.4
19	47,925	20,998	25,253	2,905	22,348	1,674	23.2
20	48,162	21,174	25,314	2,896	22,418	1,674	23.2

(「練馬区統計書」(平成 20 年版)、各年 4 月 1 日現在)

(注)「街路灯設置平均間隔」=「総数」÷「公道の舗装状況の総数(総延長)」として算出した。

都市公園と児童遊園の設置状況

年	総数		都市公園		児童遊園	
	数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)
平成 16	574	1,871,093	360	1,782,481	214	88,612
17	582	1,874,336	366	1,784,436	216	89,900
18	598	1,888,638	382	1,798,949	216	89,689
19	614	1,905,647	397	1,815,832	217	89,816
20	618	1,919,899	401	1,830,060	217	89,839

(「練馬区統計書」(平成 20 年版)、各年 4 月 1 日現在)

(2) 交通事故、犯罪の状況

中学生以下の子どもの交通事故は、平成 19 年には発生件数が 247 件、死者数が 1 件、負傷者数が 291 件となっており、平成 15 年と比較すると件数は 67 件、21.3%の減少となっている。
 刑法犯は全体としては減少しているが、大部分は窃盗犯の減少によるものであり、凶悪犯、風俗犯、知能犯、粗暴犯の発生状況は、大きく変わっていない。

子どもの交通事故発生状況

(件)

年および警察署	発生件数				死者数				負傷者数			
	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生
平成 15	314	40	207	67	0	0	0	0	362	90	210	62
16	328	42	220	66	0	0	0	0	404	111	229	64
17	316	45	207	64	1	0	1	0	373	87	216	70
18	274	26	184	64	0	0	0	0	329	68	196	65
19	247	24	169	54	1	0	1	0	291	69	171	51
練馬警察署	65	7	42	16	0	0	0	0	66	10	40	16
光が丘警察署	65	6	47	12	1	0	1	0	90	29	49	12
石神井警察署	117	11	80	26	0	0	0	0	135	30	82	23

(「練馬区統計書」(平成 20 年版))

(注) 件数は、子どもが第一・第二当事者となった事故件数で、死傷者数は、車両同乗者等を含む全被害者数を計上した。

練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署の取扱い件数であるため、区内の発生件数とは一致しない。

刑法犯の種類別の発生状況

(件)

年および警察署	総数	凶悪犯	窃盗犯	風俗犯	知能犯	粗暴犯	その他
平成 15	13,638	73	10,513	77	383	339	2,253
16	13,213	46	9,897	70	556	356	2,288
17	11,307	39	8,042	47	511	385	2,283
18	11,457	55	8,353	62	528	382	2,077
19	10,750	56	8,027	93	554	355	1,665
練馬警察署	3,479	24	2,519	21	203	116	596
光が丘警察署	2,866	16	2,156	27	173	79	415
石神井警察署	4,405	16	3,352	45	178	160	654

(「練馬区統計書」(平成 20 年版))

(注) (注) 凶悪犯: 殺人、強盗、放火、強姦、窃盗犯: 侵入窃盗、非侵入窃盗、風俗犯: 賭博、わいせつ

知能犯: 詐欺、横領、偽造、汚職、背任、粗暴犯: 暴行、傷害、脅迫、恐喝、業務上等過失致死傷(交通関係)事件は除く。

「暴行」には凶器準備集合を含み、「傷害」には傷害致死を含む。警察署別は、それぞれの管轄区域内の数値である。

7. 要保護児童への対応

(1) 母子家庭、父子家庭の状況

国勢調査における平成17年の母子世帯総数は2,815世帯であり、平成12年より減少したものの平成2年の1.11倍となっている。特に6歳未満の子どもがいる世帯が541世帯と、平成2年より大きく伸びている。

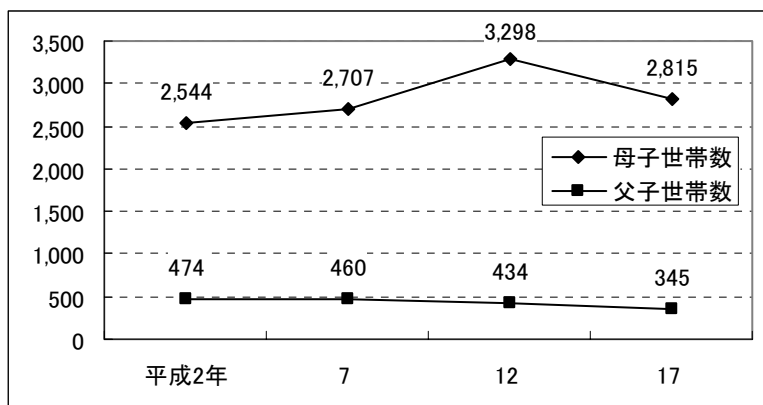
一方、父子世帯総数は345世帯であり、平成2年の0.73倍となっている。ただし、6歳未満の子どもがいる世帯は33世帯であり、平成2年よりやや多い。

母子家庭数の推移

年	母子世帯数（世帯）					母子世帯人員（人）					1世帯あたり子どもの数（人）
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲) 6歳未満の子どもがいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲) 6歳未満の子どもがいる世帯	
平成2	2,544	1,350	954	240	344	6,544	2,700	2,862	982	914	1.6
7	2,707	1,512	955	240	495	6,874	3,024	2,865	985	1,276	1.5
12	3,298	1,784	1,178	336	708	8,520	3,568	3,534	1,418	1,928	1.6
17	2,815	1,476	1,039	300	541	7,349	2,952	3,117	1,280	1,507	1.6

父子家庭数の推移

年	父子世帯数（世帯）					父子世帯人員（人）					1世帯あたり子どもの数（人）
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲) 6歳未満の子どもがいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲) 6歳未満の子どもがいる世帯	
平成2	474	268	161	45	24	1,204	536	483	185	71	1.5
7	460	263	155	42	46	1,163	526	465	172	122	1.5
12	434	239	152	43	54	1,110	478	456	176	145	1.6
17	345	207	110	28	33	862	414	330	118	94	1.5



(国勢調査、各年10月1日現在)

(2) ひとり親家庭への支援

母子自立支援員の相談指導の実施状況

年度	相談実人数	相談指導件数
平成 15	1,954	3,837
16	1,973	4,087
17	1,641	3,681
18	1,952	4,314
19	2,357	4,968

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

母子福祉資金の貸付の実施状況

年度	総数 件数 (件)	(再掲) 子育てに関する貸付件数(件)				
		修学	修業	就学支度	児童扶養	計
平成 15	706	487	6	133	3	629
16	719	517	5	148	0	670
17	689	511	2	129	0	642
18	728	541	1	158	0	700
19	702	548	0	131	0	679

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【母子福祉資金の貸付】 配偶者のいない女性で、20 歳未満の児童を扶養している方に対して、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、また扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、各種の必要資金を貸し付けている。

ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣の実施状況

年度	派遣回数	派遣世帯数	派遣時間数
平成 15	5,190	239	17,933
16	5,687	255	20,230
17	5,705	250	21,228
18	5,342	281	21,183
19	5,733	286	23,036

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【ひとり親家庭ホームヘルプ(家事・介護等の援助)サービス】 ひとり親家庭の親または子どもが、一時的な傷病などで日常生活にお困りのときや、ひとり親家庭になった直後で生活が不安定な世帯(主に、中学生以下の児童がいるひとり親家庭)に対し、食事や家事の援助を行うホームヘルパーを、月 12 回を限度として派遣している。所得に応じて費用負担あり。

ひとり親家庭等医療費助成の実施状況

(人)

年度	母子世帯		父子世帯		養育者家庭		計	
	世帯数	受給者数	世帯数	受給者数	世帯数	受給者数	世帯数	受給者数
平成 15	3,317	7,214	84	182	23	46	3,424	7,442
16	3,394	7,408	91	192	24	49	3,509	7,649
17	3,234	6,974	83	202	19	38	3,336	7,214
18	3,475	7,700	85	179	20	42	3,580	7,921
19	3,437	5,091	89	133	18	22	3,544	5,246

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【ひとり親家庭等医療費助成】 対象者：離婚、死亡などで父または母がいないか、父または母が重度の障害者である児童(※)を扶養している保護者で所得が一定額未満の方。ただし、生活保護を受けている世帯、児童が施設に入所している世帯、申請者または扶養義務者の所得が限度額を超えている世帯は助成されない。また、子ども医療証、心身障害者医療費助成等の医療証をお持ちの方はそちらが優先される。

※0 歳から 18 歳になった後の最初の 3 月 31 日までのお子さん(中度以上の障害のある児童は 20 歳の誕生日の前日まで)

助成の内容：健康保険の自己負担分から老人保健法に準じた一部負担金(1 割)を差し引いた額を助成、ただし、入院時食事療養費標準負担額は助成なし。(住民税非課税の世帯は、健康保険の自己負担分から入院時食事療養費標準負担額を差し引いた額を助成) なお、平成 20 年 3 月 31 日に「老人保健法」は廃止されたため、4 月 1 日以降、同医療助成は同法を引き継いだ「高齢者の医療の確保に関する法律」に準じて実施している。

※ひとり親医療証で助成を受けられるのは、保険診療の範囲内で自己負担する分。保険の対象とならない健康診断料・予防接種・容器代・文書代・差額ベッド代等は対象とならない。

ひとり親家庭等休養ホームの利用状況

年度	利用者数
平成 15	657
16	695
17	649
18	730
19	529

【ひとり親家庭等休養ホーム】 ひとり親家庭および寡婦の方のレクリエーションと休養のために、宿泊施設を指定し、利用料の助成をしている。

利用回数：1 人年度内 3 泊まで、助成限度額：大人(中学生以上) 6,500 円まで、子ども(小学生以下) 5,800 円まで。

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

母子生活支援施設への入所、助産施設への入所の実施状況

年度	母子生活支援施設への入所			助産施設への入所
	入所世帯数	退所世帯数	年間実利用世帯数	入所世帯数
平成 15	14	11	30	66
16	8	11	27	60
17	12	10	28	57
18	13	13	31	51
19	9	10	27	52

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

【母子生活支援施設への入所】 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、配偶者がなく(またはこれに準ずる)、18 歳未満の児童のいる母子を入所させて自立に必要な生活指導を行い、併せて児童の健全育成を図ることを目的としている。

【助産施設への入所】 区内に居住する妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院して出産することができない場合に、指定の助産施設に入所して、無料または低額な費用で出産できるようにする制度である。

(3) 低所得者家庭への支援

生活保護の被保護世帯、被保護人員の推移

年度	総数		(再掲) 教育扶助		(再掲) 生業扶助		(再掲) 出産扶助	
	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数	世帯数	人員数
平成 15	7,335	10,828	721	1,040	5	6	3	3
16	7,872	11,636	771	1,114	67	73	2	2
17	8,254	12,112	802	1,151	314	368	5	5
18	8,491	12,326	820	1,178	366	420	6	6
19	8,638	12,363	796	1,127	383	443	5	5

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

就学援助費支給状況の推移

年度	小学校				中学校			
	要保護者	準要保護者	計	支給者割合 (%)	要保護者	準要保護者	計	支給者割合 (%)
平成 15	715	7,628	8,343	25.33	414	3,166	3,580	27.01
16	608	8,031	8,639	25.89	365	3,342	3,707	28.62
17	685	7,903	8,588	25.53	402	3,436	3,838	29.16
18	697	7,906	8,603	25.28	408	3,597	4,005	30.20
19	718	7,481	8,199	23.87	451	3,628	4,079	29.68

(「各年度決算資料」)

(4) 障害児と障害児保育の状況

18 歳未満の身体障害者数は、ここ数年ほぼ横ばいである。部位別に見ると、平成 19 年度末は肢体不自由が 53.7%、聴覚または平衡機能障害が 22.2%と高い。一方、18 歳未満の知的障害者数は、支援費制度の導入および障害者自立支援法の施行に伴い増加傾向にある。最重度と重度を合わせ、28.3%を占めているが、このところは軽度の割合が増えている。両者を合わせた出現率は、人口比 1.32%程度(重複は考慮しないもの)となっている。

障害児保育については、平成 20 年 4 月 1 日現在において、区立保育園と私立保育園を合わせ、182 人を受け入れている。子どもの年齢別では、障害の状況がある程度判明してくる3~5歳児で全体の 94.5%となっている。学童クラブは 83 か所が 149 人を受け入れている。

平成 20 年 4 月 1 日現在の特別支援学級は、小学校が 17 校で 69 学級、619 人、中学校が 11 校で 28 学級、190 人となっている。このほか、区内には都立 3 校、私立 1 校の特別支援学校がある。

18 歳未満の身体障害者名簿登録数の推移

年度	総数		視覚障害		聴覚または 平衡機能障害		音声または 言語機能障害		肢体不自由		内部障害	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
平成 15	472	100.0	16	3.4	108	22.9	1	0.2	278	58.9	69	14.6
16	470	100.0	17	3.6	107	22.8	1	0.2	271	57.7	74	15.7
17	459	100.0	14	3.1	99	21.6	1	0.2	263	57.3	82	17.9
18	481	100.0	20	4.2	106	22.0	2	0.4	263	54.7	90	18.7
19	469	100.0	19	4.1	104	22.2	3	0.6	252	53.7	91	19.4

(「練馬区統計書」(平成 20 年版)、各年度末現在)

18歳未満の知的障害者名簿登録数の推移

年度	総数		最重度		重度		中度		軽度	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
平成 15	793	100.0	33	4.2	213	26.9	261	32.9	286	36.1
16	824	100.0	32	3.9	222	26.9	260	31.6	310	37.6
17	863	100.0	28	3.2	221	25.6	262	30.4	352	40.8
18	915	100.0	31	3.4	231	25.2	270	29.5	383	41.9
19	939	100.0	22	2.3	244	26.0	261	27.8	412	43.9

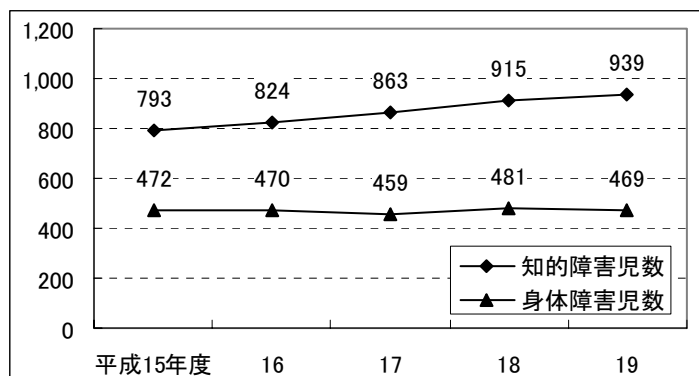
(「練馬区統計書」(平成 20 年版)、各年度末現在)

18歳未満人口に対する障害児の割合の推移

(%)

年度	身体障害児	知的障害児
平成 15	0.44	0.74
16	0.44	0.77
17	0.43	0.81
18	0.45	0.86
19	0.44	0.88

(人口(住民基本台帳、外国人登録者)を翌年度 4 月 1 日現在として算定した。)



心身障害者福祉センター(18歳未満)の利用状況

年度	相談・検査件数					訓練件数	
	新規来所	一般相談	専門相談	脳波検査	聴力検査	個別指導	集団訓練
平成 15	272	1,577	2,846	101	0	5,002	6,289
16	185	1,008	2,330	55	0	3,873	5,093
17	260	1,167	2,892	67	1	2,602	5,944
18	302	1,124	2,989	80	0	1,394	9,579
19	330	1,338	3,380	78	2	944	10,556

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版))

障害児保育の受入児童数の推移

年	区立		私立		合計		
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	1か所平均人数
平成 16	58	156	11	38	69	194	2.8
17	57	150	13	41	70	191	2.7
18	58	152	12	35	70	187	2.7
19	59	162	11	38	70	200	2.9
20	58	144	13	38	71	182	2.6

(「練馬区勢概要」(平成 16~20 年版)、「ねりまの福祉」(平成 20 年版)、各年度 4 月 1 日現在)

障害児保育の受入状況(年齢別・男女別内訳)

(人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	男	女	計
区立	0	5	3	37	43	56	107	37	144
私立	0	0	2	13	15	8	29	9	38
合計	0	5	5	50	58	64	136	46	182

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版)、平成 20 年 4 月 1 日現在)

特別支援学級、児童・生徒・教員数の推移

年	小学校				中学校			
	学校数	学級数	児童数	教員数	学校数	学級数	生徒数	教員数
平成 16	15	48	471	68	9	21	151	30
17	16	51	474	72	9	22	143	32
18	17	58	522	80	9	23	157	33
19	17	65	583	88	9	24	179	36
20	17	69	619	93	11	28	190	42

(「練馬区教育要覧」(平成 16～20 年版)、各年 5 月 1 日現在)

学童クラブでの障害児の受け入れ状況

年	受け入れクラブ数	障害児数	1 か所平均人数
平成 16	65	104	1.6
17	72	114	1.6
18	82	146	1.8
19	82	149	1.8
20	83	149	1.8

(「ねりまの福祉」(平成 20 年版)、各年 4 月 1 日現在)

(5) 不登校、いじめ、少年非行等の状況

長期欠席児童・生徒数は、平成 19 年度は平成 15 年度に比べると減少している。
小学生は病気による理由が 36.3%、不登校が 41.2%、一方、中学生は不登校が 82.3%となっている。

理由別長期欠席児童・生徒数の推移

年度	小学校					中学校				
	病気	経済的理由	不登校	その他	計	病気	経済的理由	不登校	その他	計
平成 15	181	0	122	78	381	58	0	434	65	557
16	146	0	124	77	347	67	0	405	72	544
17	124	1	103	73	301	68	0	384	37	489
18	173	1	123	86	383	57	2	397	28	484
19	120	0	136	74	330	40	1	375	37	453

(「練馬区教育要覧」(平成 16～20 年版))

【長期欠席児童】1 年間に 30 日以上欠席した児童・生徒をいう。

不登校児童生徒の学校復帰支援の実施状況

年度	フリーマインド		トライ	
	参加者数	開催日数	参加者数	開催日数
平成 15	26	190	71	184
16	25	184	98	179
17	39	187	107	182
18	45	186	106	186
19	40	184	122	192

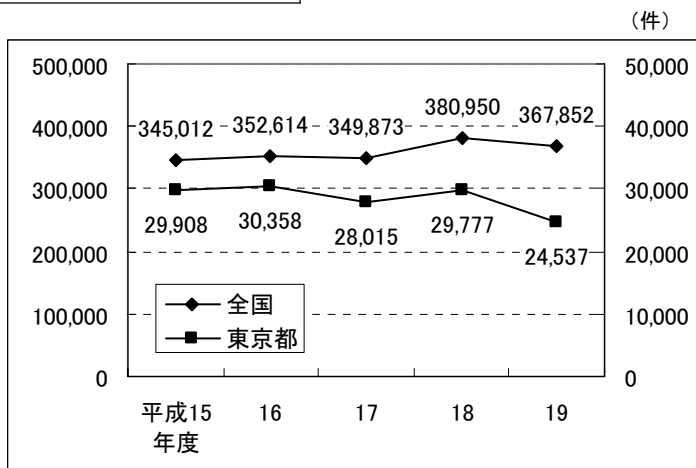
(「練馬区教育要覧」(平成 16～20 年版))

児童相談所の相談件数は、全国、東京都ともここ数年は横ばいの状況となっている。こうした中、東京都の状況として、不登校(園)は減少、非行(ぐ犯、触法)は横ばいとなっている一方で、いじめの件数は平成 17 年度に平成 15 年度以来最低となったが、以後増加に転じた。

児童相談所の相談件数の推移(全国、東京都)

年度	全国	東京都		
	総相談件数	総相談件数	一般相談数	電話相談数
平成 15	345,012	29,908	18,262	11,646
16	352,614	30,358	19,061	11,297
17	349,873	28,015	17,775	10,240
18	380,950	29,777	19,993	9,784
19	367,852	24,537	16,222	8,315

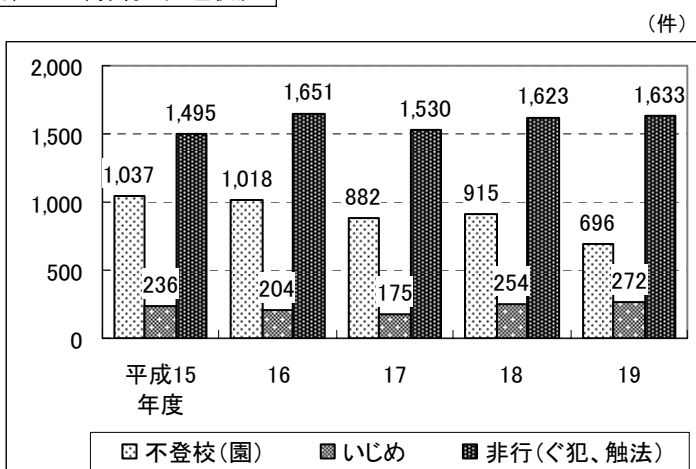
(「東京都児童相談所事業概要」(2008 年(平成 20 年)版))



東京都の不登校、いじめ、非行の処理状況

年度	不登校(園)	いじめ	非行(ぐ犯、触法)
平成 15	1,037	236	1,495
16	1,018	204	1,651
17	882	175	1,530
18	915	254	1,623
19	696	272	1,633

(「東京都児童相談所事業概要」(2008 年(平成 20 年)版))



東京都の児童相談所の相談件数の推移(平成 19 年度、対象者の年齢別)

	合計	内 訳 (再 掲)				
		被虐待	障害	不登校(園)	いじめ	非行
合計	24,537	3,216	6,193	696	272	1,633
0～5 歳	7,885	1,278	1,869	25	8	0
6～11 歳	7,765	1,233	2,106	160	129	206
12～14 歳	5,259	477	1,215	360	109	1,053
15 歳以上	3,628	228	1,003	151	26	374

(「東京都児童相談所事業概要」(2008 年(平成 20 年)版))

※ 内訳(再掲)は、抜粋して表示している。

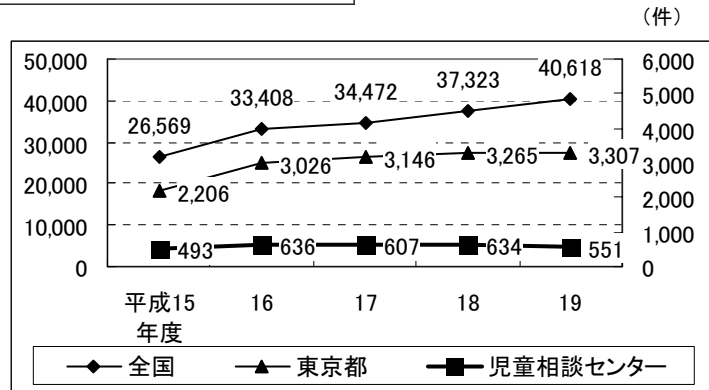
(6) 児童虐待の状況

児童相談所における児童虐待の相談件数は、全国、東京都とも増加しており、平成 19 年度は過去最高となっている。平成 19 年度の東京都の児童虐待の相談件数に関して、虐待内容別では身体的虐待が 1,722 件(52.1%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が 843 件(25.5%)、また、主たる虐待者別では実母が 1,743 件(52.7%)、実父が 540 件(16.3%)などとなっている。

児童相談所の相談件数の推移(全国、東京都)

年度	全国	東京都	児童相談センター
平成 15	26,569	2,206	493
16	33,408	3,026	636
17	34,472	3,146	607
18	37,323	3,265	634
19	40,618	3,307	551

(「東京都児童相談所事業概要」(2008年(平成20年)版))



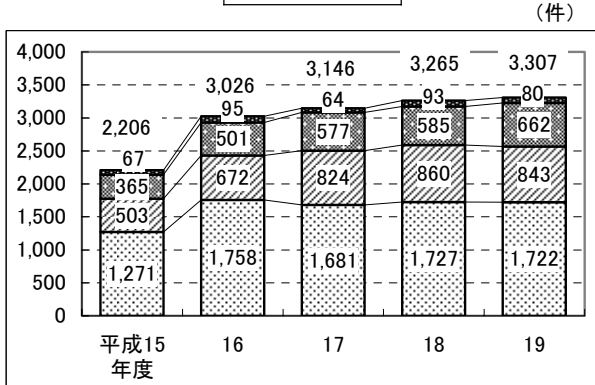
東京都の児童相談所における虐待相談の状況(虐待内容別)

年度	合計	身体的	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	心理的	性的
平成 15	2,206	1,271	503	365	67
16	3,026	1,758	672	501	95
17	3,146	1,681	824	577	64
18	3,265	1,727	860	585	93
19	3,307	1,722	843	662	80

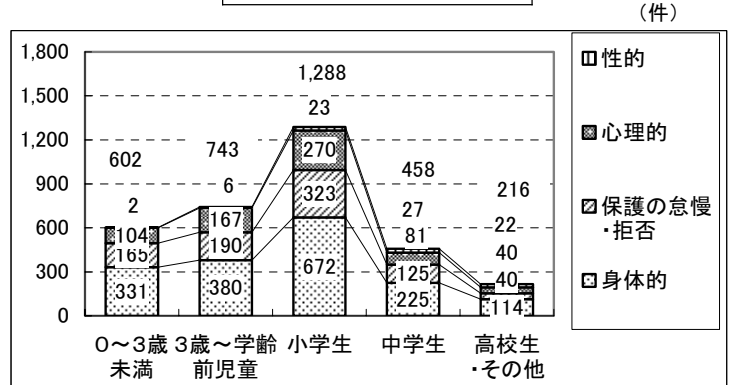
平成 19 年度年齢別内訳

0～3歳未満	602	331	165	104	2
3歳～学齢前児童	743	380	190	167	6
小学生	1,288	672	323	270	23
中学生	458	225	125	81	27
高校生・その他	216	114	40	40	22

(虐待内容別)



(平成 19 年度年齢別内訳)



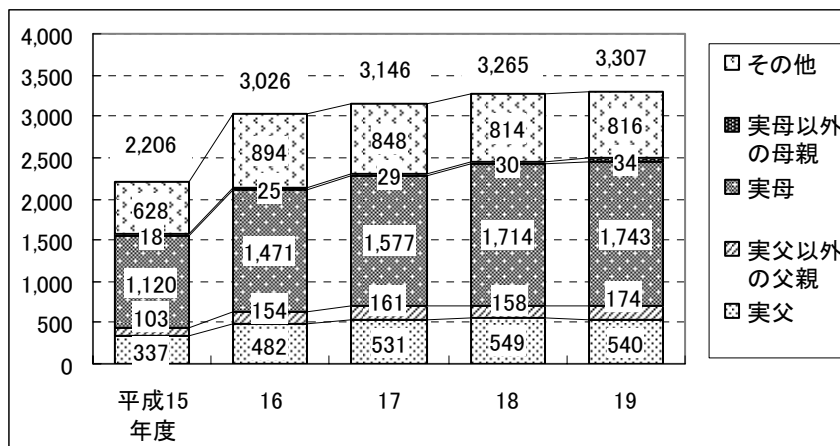
(「東京都児童相談所事業概要」(2008年(平成20年)版))

東京都の児童相談所における虐待相談の状況(主たる虐待者別)

(件)

年度	合計	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他
平成 15	2,206	337	103	1,120	18	628
16	3,026	482	154	1,471	25	894
17	3,146	531	161	1,577	29	848
18	3,265	549	158	1,714	30	814
19	3,307	540	174	1,743	34	816

(件)



(「東京都児童相談所事業概要」(2008年(平成20年)版))

練馬区の保健相談所における児童虐待(疑い含む)相談件数の推移

(件)

年度	合計	身体的	保護の怠慢・拒否	心理的	性的	その他	不明
平成 15	89	33	38	26	1	7	3
16	63	17	26	19	1	0	0
17	123	42	54	24	2	1	1
18	71	19	35	17	0	0	0
19	71	21	31	19	0	0	0

(「ねりまの保健衛生」(平成16~20年版))